

部落問題学習研修会

取扱厳重注意

日 時 2020年2月14日（金） 15：30～

大分県立中津北高等学校

【目次】

I 差別事象の概要

II 経過報告

III 差別事象が発生した理由とその背景

IV 差別事象後の取組

V 取組による変容

VI 今後の部落問題学習推進の取組

I 差別事象の概要

1 発生日時 2019年11月13日（水）16：10頃（[redacted]さんの部落差別にかかる講演会
終了後から終礼開始までの時間）

2 発生場所 [redacted]

3 内 容

(1) 当日、14：30～16：05に実施した[redacted]さんの部落差別にかかる講演会の感想（講演への高評価・[redacted]さんのツイッターをフォローするかについての意見交換など）を生徒Aと5名（B・C・D・E・F）が[redacted]で語り合っていた。
その後、生徒Aが生徒Bに対して、[redacted]発言しながら軽く胸を押した。

(2) これに対して、生徒Bは「それは言いすぎじゃないか」と応えた。

(3) 生徒Aはこれを聞いて[redacted]と思った。

(4) 上記の6名の間では、じゃれ合う（互いに胸を軽く突いたり、肩を軽く叩く）前には、仲間の1人が嫌がるような言葉（例えば前の彼女の名前など）を発することが習慣化していたようである。（嫌な言葉を言われた生徒が、発言した生徒に対して「何だよ」というような感じで相手の胸を突いたり、肩を叩いてじゃれ合いが始まる。）

4 発生までの経緯

(1) 11/29（金）全校生徒対象のいじめアンケート配付。

(2) 12/5（木）いじめ対策委員会で回収アンケートの記載について確認。

(3) [redacted]の生徒から多くの「いじめられた」「いじめを見た」回答があることが判明。同クラスにおいていじめに関する事情聴取を大規模に行うことを決定。

(4) 12/11（水）放課後、同アンケートによって、いじめの加害者と想定された生徒3名（A・B・C）から事情聴取。

(5) 12/12（木）8：10～9：00、生徒指導主任の指導によりクラス全員が「いじめをした」「いじめを受けた」「いじめを見聞きした」内容を記述。

(6) 上記を用いて、生徒A・Bを除く全員から事情聴取。

(7) 教頭および[redacted]職員が(5)を確認する中で、生徒Gが「部落差別の講演会があった後に、男子が人ごとのように[redacted]と言っていたのがあまり良い気持ちではなかった。」と記載していたことが判明。

(8) 12/12（木）16：00、[redacted]教諭が生徒Gから事情聴取。生徒Aの発言であることが判明。

(9) 12/13（金）8：40、生徒Aから事情聴取。上記が判明。

5 発言者（生徒A）の振り返り

〔2019. 12. 13聴取内容〕

今回、僕は[redacted]

〔2019. 12. 17聴取内容〕

（前略）部落差別にかかる講演会が終わり、[redacted]
その言葉をBくんを押すと同時に言った。

Ⅱ 経過報告

月日	内容
12月13日(金)	教頭⇒人権・同和教育課（以下「人同課」）指導主事 （差別事象発生について電話で説明） 教頭⇒人同課指導主事（発言生徒からの聴取内容送付）
12月16日(月)	校長⇒人同課訪問（差別事象発生の報告） 校長⇒部落解放同盟大分県連合会（以下「県連」）訪問（差別事象発生の報告） 校長・人権教育主任⇒古森支部■■■■■訪問（差別事象発生の報告）
12月17日(火)	校長・人権同和教育推進リーダー⇒鶴居文化センター中尾館長訪問（概要説明）
12月18日(水)	校長・人権教育主任⇒三保文化センター野依館長訪問（概要説明）
12月19日(木)	校長・人同課長・指導主事⇒中津市学校教育課訪問（概要説明・今後の方向性協議）
12月26日(木)	校長⇒県連訪問 校長・人権同和教育推進リーダー⇒高瀬支部■■■■■訪問（差別事象発生の報告）
12月27日(金)	校長⇒中津市教育長訪問（差別事象発生の報告・中学校での学びの確認を要請）
1月8日(水)	校長⇒県連訪問（今後の方向性協議）
1月10日(金)	教頭・PT(プロジェクトチーム)メンバー⇒中津市教委（中学校での学びの状況聴取）
1月22日(水)	校長・教頭⇒中津市教委・中津市人研との協議
1月24日(金)	教頭・人権教育主任⇒県連訪問（報告学習会について）
1月30日(木)	人権同和教育推進リーダー⇒県連訪問（報告学習会について） 校長・教頭⇒中津市人研との協議（2/27の合同会議について）

Ⅲ 差別事象が発生した理由とその背景

1 理由

- 32
- (1) 1年生に対する部落問題学習を実施しない(資料P3Q) まま、11/13の人権講演会「寝た子はネットで起こされる!? ～ ネット時代の部落差別 ～」を行ったこと。(部落差別が現在も厳然と存在するという認識を生徒に持たせることができていなかったこと。4/17実施の「高校1年生の部落差別に関する調査」結果を確認して、高校入学以前に、ある程度の部落問題学習がなされていると判断してしまったこと。)
 - (2) 1年生に対しては、4/11の人権ホームルーム活動(新しい友だちとコミュニケーションを取ろう)、4/17の調査(前述)、10/30のホームルーム活動(SNSへの対応)を実施したが、これらにおいて十分な人権感覚を育成できていなかったこと。とりわけ、他者の立場や痛みへの想像力を育成できていなかったこと。「自分がされて嫌なことは他者にしない」という基本的なモラルが確立できていなかったこと。
 - (3) 上記のいずれも本校の取組や指導の甘さを痛感させられるものであり、当該生徒が発言するに至った責任は重い。

2 背景

(1) 全校生徒の意識について

今回の差別事象を受けて、12/23に全校生徒対象のアンケートを実施した。(資料P1～)

ア問7「部落差別は今でもあると思いますか。」(資料P3)において、ほぼどの学年でも「ない」「わからない」の合計が20%を超えていることは、本校の部落問題学習が「差別の現実」から出発できていないことを示しており、重大な課題である。

イまた、問10によると部落差別の学習に対して能動的ではあるものの、問8では、部落差別の解消について、「解消しない」「わからない」の合計が30%程度であり、部落問題を解決すべき社会課題として認識できていない生徒が一定数存在することを示している。

(2) 教職員の意識について

今回の差別事象を受けて、12/17に全教職員対象のアンケートを実施した。(資料P5)
また、12/24の教職員研修会でも本校の部落問題学習に対する意見を出し合った。

ア特に若い世代の教職員において、部落問題学習の授業実施に対しての自信は十分とは言えず、その要因の一つとして、部落問題学習や行政の部落問題対策(施策)に関する包括的な知識・理解に乏しいことが想定される。

イ学習不足により生徒を指導することができていない、ホームルーム活動の準備時間が十分でない、生徒の心に響く伝え方ができていないなど、本校としての責任を指摘する回答が寄せられた。

ウまた、部落問題は解決すべき社会課題であることを教職員全体で確認すべきだということも指摘された。

(3) 1年生の意識について

人権・同和教育課では、2017年度から県下一斉の「高校1年生の部落差別に関する調査」(前述)を行っている。(資料P6～)

アこれによると、中津市の数値はおおむね、全県平均の中でも低く、本校生の数値は中津市のそれとほぼ同じである。特に、【1】「部落差別について学んだ」、【5】「キョメやケガレについての学習履歴」の数値は低いものとなっている。

イ【6】「江戸時代の身分制度についての学び」では、「学んだことをおぼえている」生徒は53%であるが、「学んだこと」の定義が「学んだ知識」と「学んだ経験」のいずれなのか分かりづらく、人権・同和教育課への確認が必要であったと痛感している。

ウ中津市の【9】「教科書無償化」についての数値は、全県のデータより20%以上高く、以下に述べる中学校での学びが機能していることが推測できる。

(4) 中学校での部落問題学習について

2018年度には市教委の働きかけもあり、中津地区の市人研と高人同研によって、小中高の部落問題学習をつなぐ系統表(資料P8)を作成した。

ア今回の差別事象を受けて、本校は中津市教委と市人研に対して中学校での学びの具体を確認した。その結果、ほとんどの中学校で系統表を用いた部落問題学習(資料P9～)が実践されているとの報告を受けた。部落問題学習を実施している時間の科目や種別および所要時間については追調査を行っているとのことである。

イなお、前述した「教科書無償化」については、各学校での教科書配付そのものを教材化しているとのことである。

IV 差別事象後の取組

12月17日(木)	第1回校内報告会(教頭⇒全職員に差別事象発生の報告) 教員対象アンケート実施
12月18日(水)	第1回PT(プロジェクトチーム)会議
12月20日(金)	第2回PT会議
12月23日(月)	1. 2. 3年生対象アンケート実施 第3回PT会議
12月24日(火)	第1回教職員研修会(13:30~15:00)(資料P13・22) 1 目的 (1) 今回の差別事象に対する全職員の分析と考察を共有し、今後の研修計画の資料とする。 (2) これまでの部落問題学習の在り方について共通理解を図り、今後の部落問題学習実施の資料とする。 2 研修内容 (1) 今回の差別事象に対する全職員の分析・考察についての共有(40分) (2) 部落問題学習の在り方について(40分)
12月27日(金)	第4回PT会議
1月6日(月)	第5回PT会議
1月7日(火)	第2回校内報告会
1月9日(木)	第6回PT会議(藤本指導主事・■■■■県人教事務局員を招へい)
1月15日(水)	第7回PT会議
1月16日(木)	第2回教職員研修会(15:15~16:30)(資料P14・23) 1 目的 (1) 教職員及び生徒対象のアンケート結果から、本校の現状を踏まえ全校で部落問題学習に取り組む契機とする。 (2) 現在も部落問題があることを生徒に再認識させるとともに、人権感覚や実践力の育成を促す手法を共有する。 2 研修内容 (1) 講義「部落問題について」(講師 ■■■■さん) (2) 人権講演会(1/22)の説明 (3) 部落問題学習(1/22)の内容についての説明と協議
1月20日(月)	第8回PT会議
1月22日(水)	ホームルーム活動・人権講演会(資料P15~・24) ○事前ホームルーム活動 14:15~14:35 ○人権講演会 14:45~15:35 ○事後ホームルーム活動 15:40~16:10 1 テーマ 部落問題について 2 指導の立場 今回の差別事象に鑑み、生徒たちが改めて部落問題に対する正しい知識と判断について学び、部落差別を自らの問題と捉えて差別をなくすための主体的な行動を育成する。 3 目標 (1) 部落問題が現在も厳然と存在する社会課題であることを理解する。 (2) 我々全員が部落問題の関係者であり、解消に向けた実践力が必要であることを理解する。 3年生アンケート実施

1月23日(木)	第9回PT会議
2月4日(火)	第10回PT会議
2月5日(水)	【1年ホームルーム活動】(資料P17～・25) 1 テーマ 部落問題について 2 指導の立場 生徒たちが<u>部落問題を自らの問題と捉え</u>、差別をなくすための意識を持つことを目指す。 3 目標 (1) <u>部落差別が今もあることを理解</u>した上で、その解消に向けた行動に移すため、生徒の人権意識と実践力の育成を図る。 【2年ホームルーム活動】(資料P19～・26) 1 テーマ 「<u>部落差別の歴史 ～近世から現代まで～</u>」 2 指導の立場 2年次の人権教育目標は「<u>部落問題に関する理解を深め、自分自身の課題として取り組む姿勢を育成する</u>」である。3年間を見通した人権教育の中で部落史を扱う本時は、特に重要な時間である。2学期に引き続き、部落差別が歴史的・社会的にどのように広がってきたのかを学び、人々の意識が生んだ差別であることを正しく知る必要がある。蔑称語についても触れるため、極めて慎重な対応が求められる。人権に対する正しい知識と判断力を身に付けることで、今後出会うかもしれない<u>部落差別に立ち向かい、差別をなくすための行動を自ら進んでとることができるような授業</u>を目指したい。 3 目標 (1) <u>現在もなお社会に部落差別が存在していることを確認</u>する。 (2) 全国水平社の創立と法令を通して、<u>部落差別をなくすための歴史や社会運動</u>について理解する。 (3) <u>差別を自分自身の問題や社会課題として受け止めることができるように</u>し、「してはいけない」から「進んでなくす」という意識への変換を図る。 1. 2年生アンケート実施
2月7日(金)	第3回教職員研修会 (15:30～16:30) (資料P21・27) 1 目的 (1) 今回の差別事象に関する一連の様々な取り組みについての成果や課題を協議し、全校で部落問題学習に取り組む姿勢を確認する。 (2) 社会課題としての部落問題を解消するためには、どのような教育・学習環境が必要となるかを協議し共有する。
2月10日(月)	第11回PT会議
2月14日(金)	第3回校内報告会

V 取組による変容

1 生徒の変容

(1) 発言者の変容について

ホームルーム活動後の記述からは二度と差別しないという決意、部落問題学習への積極性、アンケート回答の問11においては、実践力の兆しが見られるのが成果と言える。

(ア) ホームルーム活動 (1/22) 後の生徒Aの感想

【もしも、自分自身や身の回りで、部落差別と思われることが起きた時、あなたはどのような行動や態度をとろうと思いますか？】
もし、自分自身に部落差別と思われることが起きた時、今までの自分を振り返り、二度と同じ失敗はしないと念頭に置いて、また一からしっかりと向き合って、深く学習をしていきます。自分は差別を絶対にしないと言う意識を友だち、家族、関係者の方にコミュニケーションや行動で示していくと思いました。(後略)

(イ) アンケート (2/5) における生徒Aの回答

問5「部落差別について」(複数回答可)		
12.23	2.5	
問7「部落差別は今もある」		
12.23	2.5	
問8「部落差別の解消に関して」		
12.23	2.5	
問10「学校での部落差別についての学習」		
12.23	2.5	
問11「差別のない社会のための取り組み」		
12.23	2.5	

(2) 生徒全体の変容(資料P1～)

ア 成果

(ア) 問7で問いかけた本校の重大な課題の一つである「部落差別が現在も厳然として存在するという認識」では、「ない」「わからない」の合計は22%から7%へと減少した。また、学年が上がるにつれてこの数値が減少していることは継続した部落問題学習の成果と受け止めたい。

(イ) 問8「部落差別の解消」について、「解消しない」「わからない」の合計が30%から12%へと半減した。

(ロ) 問11「人権問題の解決に向かう意欲」では部落問題を解決すべき社会課題と認識できていない生徒(④⑤⑥の合計)が12%から4%へと減少した。

イ 課題

(ア) 前述のように問7の数値は減少したものの、1/22の人権講演会「人権教育は誰のため」の主眼が「部落差別の厳然たる存在」であったことを踏まえれば、課題の重大性は変容していない。また、1年生においては、未だに13%の生徒が「わからない」と回答しており、さらなる部落問題学習の必要性を痛感させられる。

(イ) 問8「部落差別の解消」についても数値の改善は見られたが、1年生の「解消しない」の回答ではわずか3%の減少にとどまっており、本校の部落問題学習の課題として重く受け止めている。

(ロ) 問11「人権問題の解決に向かう意欲」でも数値は減少したもののさらなる減少を目指す必要がある。

2 教職員の変容

(1) P T (プロジェクトチーム) 会議を中心とした取組

差別事象後の校内の取組のすべてはP T (校長・教頭・主幹教諭・人権教育部 (主任、係) 人権同和教育推進リーダー・資料作成補助1名) 会議を中心にして行った。
各学年のホームルーム活動の原案は、各学年の担当者によってP T会議に提案され、そこで
の指摘を学年に持ち帰ることを再三行った。これにより、各学年の当事者意識は高まり、生徒の学びが充実したものとなった。

(2) 教職員研修会

教職員研修会を3度開催し、今回の差別事象を受けて以下のような指摘がなされた。
12/24の段階では少数派であった総合的、多面的、継続的な人権感覚の育成の必要性を指摘する回答が増加したことが最大の成果である。

ア1年次から部落問題学習に取り組むことの重要性。

イそのためには、中学校での学びを丁寧に確認することの重要性。

ウ部落問題学習では単なる知識の習得にとどまらず、実践力の育成が重要であること。

エ系統表を用いた中学校との連携、互見授業の必要性。

オ教職員自身が自らの学習を深めていくことの必要性。

カ部落問題学習のホームルーム活動は学年全体で取り組み、クラス担任と副担任の協力が不可欠であること。

キ部落問題学習をホームルーム活動だけではなく、教育活動全般で行うこと。

クとりわけ、他者の立場や痛みへの想像力を育成することの重要性。

VI 今後の部落問題学習推進の取組

1 本校の部落問題学習推進体制

本校の部落問題学習の推進体制については資料P28～のとおりであるが、今回の差別事象を受けて以下のとおり改善するものとする。

(1) ホームルーム活動を中心とした部落問題学習の推進

ア 今回の大きな問題点は、1年次のホームルーム活動で部落問題を取り扱わないまま全校生徒対象の部落問題の講演会を実施したことである。今後は、1年4月実施の全県アンケート結果を活用し、「中学校での学び」を振り返りながら、「現在も厳然と存在する部落差別」について学んだ後、講演会を実施することとする。

イ 2年次では、部落史を扱っているが、今年度は水平社設立の経緯を映像を用いながら学ばせることとした。これにより生徒の主体的で深い学びが進んだと思われるが、このような授業内容の刷新にも取り組んでいくこととする。

(2) 部落問題学習における中高の連携

ア 前述した、1年次の「現在も厳然と存在する部落差別の学び」の前提としては、「中学校での学び」の質と量の確認が不可欠である。

イ 今後は、年に2回（6月・2月）市人研と高人同研とが協議会を実施することを予定している。6月は、全県アンケート結果を高人同研が報告し、協議するとともに、年間の公開授業日程について確認し、2月には、市人研が中学校の学びの量と質を調査した結果を報告する予定である。

(3) 学び続ける教職員集団の確立

ア アンケートにより浮き彫りとなった本校教職員のさらなる力量向上の必要性を踏まえ、本校所蔵の部落問題学習関連の書籍と県人教推薦図書を「部落問題学習図書」（資料P36～）として職員室にまとめ、教職員の研修を保障することにする。

イ 本校教職員の「一人一研修」（資料P32～）は、長年継続してきた本校の部落問題学習の成果であるが、職場への還流報告等が十分にはなされていない状況がある。よって、研修後は互いの学びを共有するため、必ず還流報告を行うこととする。

ウ さらに、従来から購入している部落問題学習の雑誌や新聞の回覧機能を強化することとする。

エ 地区の方々との対話や情報交換については、中津地区高人同研が市内の高校の持ち回りで開催している対話会（資料P35）を「一人一研修」に位置付け、積極的な参加体制を図ることとする。

オ 同研究会では、20年前から地区の方たちとの懇親会（資料P35）を毎年実施している。当会では、地区の方々とのつながりを深め、当事者の声に耳を傾けることで、それらを本校の部落問題学習に反映することが期待される。今後は本校からの参加者を増加する方法を探っていきたい。

(4) 部落問題学習の一般化・総合化(部落問題学習の成果を日常生活にどう生かすか。)

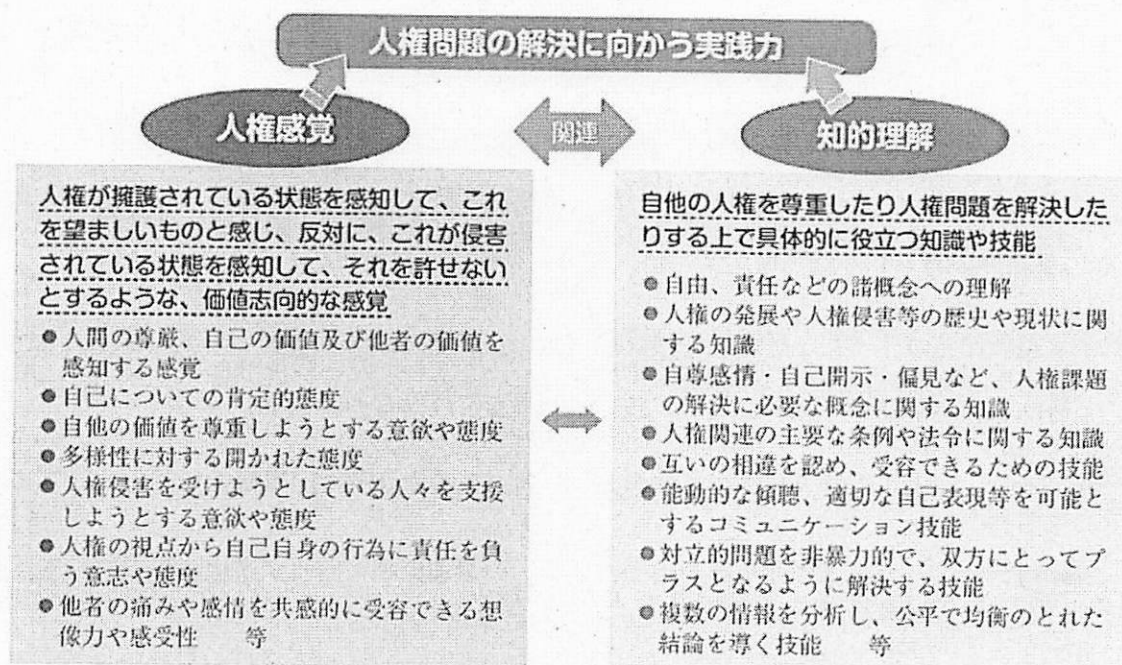
ア今回の差別事象を振り返るとき、部落問題学習を日常の実践力にどう結びつけるのが本校の課題であると言える。以下(「人権の授業づくりのすすめかた」(人権・同和教育課)から抜粋)によると、「人権問題の解決に向かう実践力」には「人権感覚」と「知的理解」の育成が不可欠である。

イそして、「人権感覚」を構成する「人間の尊厳、自己の価値及び他者の価値を感知する感覚」や「他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性」は社会生活の基本であり、その育成は「ホームルーム活動」以外の活動でも可能である。

ウまた、以下で「知的理解」の筆頭に挙げられている「自由、責任などの諸概念への理解」はその性質からしても教育活動全体で育成されなければならない。「複数の情報を分析し、公平で均衡のとれた結論を導く技能」はいわゆる理系科目の学習によって育成されることが期待される。

エつまり、「人権問題の解決に向かう実践力」の育成には、人権教育分掌の活動と並行した、各分掌、各教科などで行う学校全体の取組が必要なのである。

オそこで、来年度からは、各分掌、各学年、各教科の目標の中に「人権問題の解決に向かう実践力育成」を位置付けることとする。その上で、これを人権教育部がまとめ、年間計画の中に組み込むものとする。



※「人権感覚」と「知的理解」とが統合して、「人権問題の解決に向かう実践力」につながります。

差別事象に係る報告学習会



日 時 2020年2月19日(水) 13:00～

場 所 大分県労働福祉会館 ソレイユ3F 「水仙の間」

大分県立中津北高等学校

【目次】

I 差別事象の概要

II 経過報告

III 差別事象が発生した理由とその背景

IV 差別事象後の取組

V 取組による変容

VI 今後の部落問題学習推進の取組

I 差別事象の概要

- 1 発生日時 2019年11月13日（水）16：10頃（ ）さんの部落差別にかかる講演会
終了後から終礼開始までの時間）
- 2 発生場所 （ ）
- 3 内容
- (1) 当日、14：30～16：05に実施した（ ）さんの部落差別にかかる講演会の感想（講演への高評価・（ ）さんのツイッターをフォローするかについての意見交換など）を生徒Aと5名（B・C・D・E・F）が（ ）で語り合っていた。その後、生徒Aが生徒Bに対して、（ ）と発言しながら軽く胸を押した。
- (2) これに対して、生徒Bは「それは言いすぎじゃないか」と応えた。
- (3) 生徒Aはこれを聞いて（ ）と思った。
- (4) 上記の6名の間では、じゃれ合う（互いに胸を軽く突いたり、肩を軽く叩く）前には、仲間の1人が嫌がるような言葉（例えば前の彼女の名前など）を発することが習慣化していたようである。（嫌な言葉を言われた生徒が、発言した生徒に対して「何だよ」というような感じで相手の胸を突いたり、肩を叩いてじゃれ合いが始まる。）
- 4 発生までの経緯
- (1) 11/29（金）全校生徒対象のいじめアンケート配付。
- (2) 12/5（木）いじめ対策委員会で回収アンケートの記載について確認。
- (3) （ ）の生徒から多くの「いじめられた」「いじめを見た」回答があることが判明。同クラスにおいていじめに関する事情聴取を大規模に行うことを決定。
- (4) 12/11（水）放課後、同アンケートによって、いじめの加害者と想定された生徒3名（A・B・C）から事情聴取。
- (5) 12/12（木）8：10～9：00、生徒指導主任の指導によりクラス全員が「いじめをした」、「いじめを受けた」、「いじめを見聞きした」内容を記述。
- (6) 上記を用いて、生徒A・Bを除く全員から事情聴取。
- (7) 教頭および（ ）職員が(5)を確認する中で、生徒Gが「部落差別の講演会があった後に、男子が人ごとのように（ ）と言っていたのがあまり良い気持ちではなかった。」と記載していたことが判明。
- (8) 12/12（木）16：00、（ ）教諭が生徒Gから事情聴取。生徒Aの発言であることが判明。
- (9) 12/13（金）8：40、生徒Aから事情聴取。上記が判明。

5 発言者（生徒A）の振り返り

[2019. 12. 13]

今回、僕は

[2019.12.17]

男子と

Bくんを押す

僕は、

「2019.12.17 聴取者による補足」

本人も周りの生徒も人権講演会に感動し、興奮気味に感想を述べあったり、ツイッターのフォローについて話をしていた。が、そのような雰囲気の中でまたそれをいつものじゃれ合いのきっかけとしようとしようとした。

「言葉」⇒通常友達と話をするときに、
（数学の問題が解けないこと）などと相手になにげなく使うが、
かもしれない。

6 発言を聞いた生徒の振り返り

(生徒B)

(生徒C)

(生徒D)

(生徒E)

7 発言者の意図について

- (1) 前述のように、生徒Aを含むグループ内では、友人たちとじゃれ合う合図として相手の嫌がる言葉を発することが習慣化していた。この場面では、生徒Aは友人たちが高評価している講演会を低評価し、水を差すために発言しており、「何だよ」などの反応を得る意図があったと判断している。
- (2) また、をを賤称語と連続させたことについては、発言者や周囲にいた生徒の振り返りからも強い意図はなかったものと判断している。

Ⅱ 経過報告

月日	内容
12月13日(金)	教頭⇒人権・同和教育課（以下「人同課」）指導主事 （差別事象発生について電話で説明） 教頭⇒人同課指導主事（発言生徒からの聴取内容送付）
12月16日(月)	校長⇒人同課訪問（差別事象発生の報告） 校長⇒部落解放同盟大分県連合会（以下「県連」）訪問（差別事象発生の報告） 校長・人権教育主任⇒古森支部 訪問（差別事象発生の報告）
12月17日(火)	校長・人権同和教育推進リーダー⇒鶴居文化センター中尾館長訪問（概要説明）
12月18日(水)	校長・人権教育主任⇒三保文化センター野依館長訪問（概要説明）
12月19日(木)	校長・人同課長・指導主事⇒中津市学校教育課訪問（概要説明・今後の方向性協議）
12月26日(木)	校長⇒県連訪問 校長・人権同和教育推進リーダー⇒高瀬支部 訪問（差別事象発生の報告）
12月27日(金)	校長⇒中津市教育長訪問（差別事象発生の報告・中学校での学びの確認を要請）
1月8日(水)	校長⇒県連訪問（今後の方向性協議）
1月10日(金)	教頭・PT(プロジェクトチーム)メンバー⇒中津市教委（中学校での学びの状況聴取）
1月22日(水)	校長・教頭⇒中津市教委・中津市人研との協議
1月24日(金)	教頭・人権教育主任⇒県連訪問（報告学習会について）
1月30日(木)	人権同和教育推進リーダー⇒県連訪問（報告学習会について） 校長・教頭⇒中津市人研との協議（2/27の合同会議について）

Ⅲ 差別事象が発生した理由とその背景

1 理由

- (1) 1年生に対する部落問題学習を実施しない(資料P30)まま、11/13の人権講演会「寝た子はネットで起こされる!? ～ ネット時代の部落差別 ～」を行ったこと。(部落差別が現在も厳然と存在するという認識を生徒に持たせることができていなかったこと。4/17実施の「高校1年生の部落差別に関する調査」結果を確認して、高校入学以前に、ある程度の部落問題学習がなされていると判断してしまったこと。)
- (2) 1年生に対しては、4/11の人権ホームルーム活動(新しい友だちとコミュニケーションを取ろう)、4/17の調査(前述)、10/30のホームルーム活動(SNSへの対応)を実施したが、これらにおいて十分な人権感覚を育成できていなかったこと。とりわけ、他者の立場や痛みへの想像力を育成できていなかったこと。「自分がされて嫌なことは他者にしない」という基本的なモラルが確立できていなかったこと。
- (3) 上記のいずれも本校の取組や指導の甘さを痛感させられるものであり、当該生徒が発言するに至った責任は重い。

2 背景

(1) 全校生徒の意識について

今回の差別事象を受けて、12/23に全校生徒対象のアンケートを実施した。(資料P1～)

ア問7「部落差別は今でもあると思いますか。」(資料P3)において、ほとどの学年でも「ない」「わからない」の合計が20%を超えていることは、本校の部落問題学習が「差別の現実」から出発できていないことを示しており、重大な課題である。

イまた、問10によると部落差別の学習に対して能動的ではあるものの、問8では、部落差別の解消について、「解消しない」「わからない」の合計が30%程度であり、部落問題を解決すべき社会課題として認識できていない生徒が一定数存在することを示している。

(2) 教職員の意識について

今回の差別事象を受けて、12/17に全教職員対象のアンケートを実施した。(資料P5)
また、12/24の教職員研修会でも本校の部落問題学習に対する意見を出し合った。

ア上記アンケートの問1「これまでの教職員生活において、自分自身は部落差別をどうとらえていましたか？」についての回答のうち、「②あまり関係ないと思っていた」「③わからない」が18%を占めているのはきわめて重大な課題であり、当事者意識の欠如と言わざるを得ない。

イまた、問2「部落差別の授業をすることについて」、「③かなり不安がある」との回答も18%であり、部落問題学習の授業実施に対しての自信は十分とは言えない。
その要因の一つとして、部落問題学習や行政の部落問題対策(施策)に関する包括的な知識・理解に乏しいことが想定される。

ウ学習不足により生徒を指導することができていない、ホームルーム活動の準備時間が十分でない、生徒の心に響く伝え方ができていないなど、本校としての責任を指摘する回答が寄せられた。

エまた、部落問題は解決すべき社会課題であることを教職員全体で確認すべきだということも指摘された。

(3) 1年生の意識について

人権・同和教育課では、2017年度から県下一斉の「高校1年生の部落差別に関する調査」(前述)を行っている。(資料P6～)

アこれによると、中津市の数値はおおむね、全県平均の中でも低く、本校生の数値は中津市のそれとほぼ同じである。特に、【1】「部落差別について学んだ」、【5】「キョメやケガレについての学習履歴」の数値は低いものとなっている。

イ【6】「江戸時代の身分制度についての学び」では、「学んだことをおぼえている」生徒は53%であるが、「学んだこと」の定義が「学んだ知識」と「学んだ経験」のいずれなのか分かりづらく、人権・同和教育課への確認が必要であったと痛感している。

ウ中津市の【9】「教科書無償化」についての数値は、全県のデータより20%以上高く、以下に述べる中学校での学びが機能していることが推測できる。

(4) 中学校での部落問題学習について

2018年度には市教委の働きかけもあり、中津地区の市人研と高人同研によって、小中高の部落問題学習をつなぐ系統表(資料P8)を作成した。

ア今回の差別事象を受けて、本校は中津市教委と市人研に対して中学校での学びの具体を確認した。その結果、ほとんどの中学校で系統表を用いた部落問題学習(資料P9～)が実践されているとの報告を受けた。部落問題学習を実施している時間の科目や種別および所要時間については追調査を行っているとのことである。

イなお、前述した「教科書無償化」については、各学校での教科書配付そのものを教材化しているとのことである。

IV 差別事象後の取組

12月17日(木)	第1回校内報告会(教頭⇒全職員に差別事象発生の報告) 教員対象アンケート実施
12月18日(水)	第1回PT(プロジェクトチーム)会議
12月20日(金)	第2回PT会議
12月23日(月)	1. 2. 3年生対象アンケート実施 第3回PT会議
12月24日(火)	第1回教職員研修会(13:30~15:00)(資料P13・22) 1 目的 (1)今回の差別事象に対する全職員の分析と考察を共有し、今後の研修計画の資料とする。 (2)これまでの部落問題学習の在り方について共通理解を図り、今後の部落問題学習実施の資料とする。 2 研修内容 (1)今回の差別事象に対する全職員の分析・考察についての共有(40分) (2)部落問題学習の在り方について(40分)
12月27日(金)	第4回PT会議
1月6日(月)	第5回PT会議
1月7日(火)	第2回校内報告会
1月9日(木)	第6回PT会議(藤本指導主事・ 県人教事務局員を招へい)
1月15日(水)	第7回PT会議
1月16日(木)	第2回教職員研修会(15:15~16:30)(資料P14・23) 1 目的 (1)教職員及び生徒対象のアンケート結果から、本校の現状を踏まえ全校で部落問題学習に取り組む契機とする。 (2)現在も部落問題があることを生徒に再認識させるとともに、人権感覚や実践力の育成を促す手法を共有する。 2 研修内容 (1)講義「部落問題について」(講師 さん) (2)人権講演会(1/22)の説明 (3)部落問題学習(1/22)の内容に関する説明と協議
1月20日(月)	第8回PT会議
1月22日(水)	ホームルーム活動・人権講演会(資料P15~・24) ○事前ホームルーム活動 14:15~14:35 ○人権講演会 14:45~15:35 ○事後ホームルーム活動 15:40~16:10 1 テーマ 部落問題について 2 指導の立場 今回の差別事象に鑑み、生徒たちが改めて部落問題に対する正しい知識と判断について学び、部落差別を自らの問題と捉えて差別をなくすための主体的な行動を育成する。 3 目標 (1)部落問題が現在も厳然と存在する社会課題であることを理解する。 (2)我々全員が部落問題の関係者であり、解消に向けた実践力が必要であることを理解する。 3年生アンケート実施

1月23日(木)	第9回P T会議
2月4日(火)	第10回P T会議
2月5日(水)	【1年ホームルーム活動】(資料P17～・25) 1 テーマ 部落問題について 2 指導の立場 生徒たちが<u>部落問題を自らの問題と捉え</u>、差別をなくすための意識を持つことを目指す。 3 目標 (1) <u>部落差別が今もあることを理解した上で、その解消に向けた行動に移す</u>ため、生徒の人権意識と実践力の育成を図る。 【2年ホームルーム活動】(資料P19～・26) 1 テーマ 「部落差別の歴史 ～近世から現代まで～」 2 指導の立場 2年次の人権教育目標は「部落問題に関する理解を深め、自分自身の課題として取り組む姿勢を育成する」である。3年間を見通した人権教育の中で部落史を扱う本時は、特に重要な時間である。2学期に引き続き、部落差別が歴史的・社会的にどのように広がってきたのかを学び、人々の意識が生んだ差別であることを正しく知る必要がある。賤称語についても触れるため、極めて慎重な対応が求められる。人権に対する正しい知識と判断力を身に付けることで、今後出会うかもしれない<u>部落差別に立ち向かい、差別をなくすための行動を自ら進んでとることができる</u>ような授業を目指したい。 3 目標 (1) <u>現在もなお社会に部落差別が存在していることを確認する。</u> (2) 全国水平社の創立と法令を通して、<u>部落差別をなくすための歴史や社会運動</u>について理解する。 (3) <u>差別を自分自身の問題や社会課題として受け止めることができるように</u>し、「してはいけない」から「進んでなくす」という意識への変換を図る。 1. 2年生アンケート実施
2月7日(金)	第3回教職員研修会 (15:30～16:30) (資料P21・27) 1 目的 (1) 今回の差別事象に関する一連の様々な取り組みについての成果や課題を協議し、全校で部落問題学習に取り組む姿勢を確認する。 (2) 社会課題としての部落問題を解消するためには、どのような教育・学習環境が必要となるかを協議し共有する。
2月10日(月)	第11回P T会議
2月14日(金)	第3回校内報告会

V 取組による変容

1 生徒の変容

(1) 発言者の変容について

ホームルーム活動後の記述からは二度と差別しないという決意、部落問題学習への積極性、アンケート回答の問11においては、実践力の兆しが見られるのが成果と言える。

(ア) ホームルーム活動（1/22）後の生徒Aの感想

【もしも、自分自身や身の回りで、部落差別と思われることが起きた時、あなたはどのような行動や態度をとろうと思いますか？】

(イ) アンケート（2/5）における生徒Aの回答

問5「部落差別について」（複数回答可）			
12.23		2.5	
問7「部落差別は今もある」			
12.23		2.5	
問8「部落差別の解消に関して」			
12.23		2.5	
問10「学校での部落差別についての学習」			
12.23		2.5	
問11「差別のない社会のための取り組み」			
12.23		2.5	

(2) 生徒全体の変容(資料P1～)

ア 成果

(ア) 問7で問いかけた本校の重大な課題の一つである「部落差別が現在も厳然として存在するという認識」では、「ない」「わからない」の合計は22%から7%へと減少した。また、学年が上がるにつれてこの数値が減少していることは継続した部落問題学習の成果と受け止めたい。

(イ) 問8「部落差別の解消」について、「解消しない」「わからない」の合計が30%から12%へと半減した。

(ウ) 問11「人権問題の解決に向かう意欲」では部落問題を解決すべき社会課題と認識できていない生徒（④⑤⑥の合計）が12%から4%へと減少した。

イ 課題

(ア) 前述のように問7の数値は減少したものの、1/22の人権講演会「人権教育は誰のため」の主眼が「部落差別の厳然たる存在」であったことを踏まえれば、課題の重大性は変容していない。また、1年生においては、未だに13%の生徒が「わからない」と回答しており、さらなる部落問題学習の必要性を痛感させられる。

(イ) 問8「部落差別の解消」についても数値の改善は見られたが、1年生の「解消しない」の回答ではわずか3%の減少にとどまっており、本校の部落問題学習の課題として重く受け止めている。

(ウ) 問11「人権問題の解決に向かう意欲」でも数値は減少したもののさらなる減少を目指す必要がある。

2 教職員の変容

(1) P T (プロジェクトチーム) 会議を中心とした取組

差別事象後の校内の取組のすべてはP T (校長・教頭・主幹教諭・人権教育部 (主任、係) 人権同和教育推進リーダー・資料作成補助1名) 会議を中心にして行った。

各学年のホームルーム活動の原案は、各学年の担当者によってP T会議に提案され、そこでの指摘を学年に持ち帰ることを再三行った。これにより、各学年の当事者意識は高まり、生徒の学びが充実したものとなった。

(2) 教職員研修会

教職員研修会を3度開催し、今回の差別事象を受けて以下のような指摘がなされた。

12/24の段階では少数派であった総合的、多面的、継続的な人権感覚の育成の必要性を指摘する回答が増加したことが最大の成果である。

ア 1年次から部落問題学習に取り組むことの重要性。

イ そのためには、中学校での学びを丁寧に確認することの重要性。

ウ 部落問題学習では単なる知識の習得にとどまらず、実践力の育成が重要であること。

エ 系統表を用いた中学校との連携、互見授業の必要性。

オ 教職員自身が自らの学習を深めていくことの必要性。

カ 部落問題学習のホームルーム活動は学年全体で取り組み、クラス担任と副担任の協力が不可欠であること。

キ 部落問題学習をホームルーム活動だけではなく、教育活動全般で行うこと。

ク とりわけ、他者の立場や痛みへの想像力を育成することの重要性。

VI 今後の部落問題学習推進の取組

1 本校の部落問題学習推進体制

本校の部落問題学習の推進体制については資料P28～のとおりであるが、今回の差別事象を受けて以下のとおり改善するものとする。

(1) ホームルーム活動を中心とした部落問題学習の推進

ア 今回の大きな問題点は、1年次のホームルーム活動で部落問題を取り扱わないまま全校生徒対象の部落問題の講演会を実施したことである。今後は、1年4月実施の全県アンケート結果を活用し、「中学校での学び」を振り返りながら、「現在も厳然と存在する部落差別」について学んだ後、講演会を実施することとする。

イ 2年次では、部落史を扱っているが、今年度は水平社設立の経緯を映像を用いながら学ばせることとした。これにより生徒の主体的で深い学びが進んだと思われるが、このような授業内容の刷新にも取り組んでいくこととする。

(2) 部落問題学習における中高の連携

ア 前述した、1年次の「現在も厳然と存在する部落差別の学び」の前提としては、「中学校での学び」の質と量の確認が不可欠である。

イ 今後は、年に2回（6月・2月）市人研と高人同研とが協議会を実施することを予定している。6月は、全県アンケート結果を高人同研が報告し、協議するとともに、年間の公開授業日程について確認し、2月には、市人研が中学校の学びの量と質を調査した結果を報告する予定である。

(3) 学び続ける教職員集団の確立

ア アンケートにより浮き彫りとなった本校教職員のさらなる力量向上の必要性を踏まえ、本校所蔵の部落問題学習関連の書籍と県人教推薦図書を「部落問題学習図書」（資料P36～）として職員室にまとめ、教職員の研修を保障することにする。

イ 本校教職員の「一人一研修」（資料P32～）は、長年継続してきた本校の部落問題学習の成果であるが、職場への還流報告等が十分にはなされていない状況がある。よって、研修後は互いの学びを共有するため、必ず還流報告を行うこととする。

ウ さらに、従来から購入している部落問題学習の雑誌や新聞の回覧機能を強化することとする。

エ 地区の方々との対話や情報交換については、中津地区高人同研が市内の高校の持ち回りで開催している対話会（資料P35）を「一人一研修」に位置付け、積極的な参加体制を図ることとする。

オ 同研究会では、20年前から地区の方々との懇親会（資料P35）を毎年実施している。当会では、地区の方々とのつながりを深め、当事者の声に耳を傾けることで、それらを本校の部落問題学習に反映することが期待される。今後は本校からの参加者を増加する方法を探っていきたい。

(4) 部落問題学習の一般化・総合化(部落問題学習の成果を日常生活にどう生かすか。)

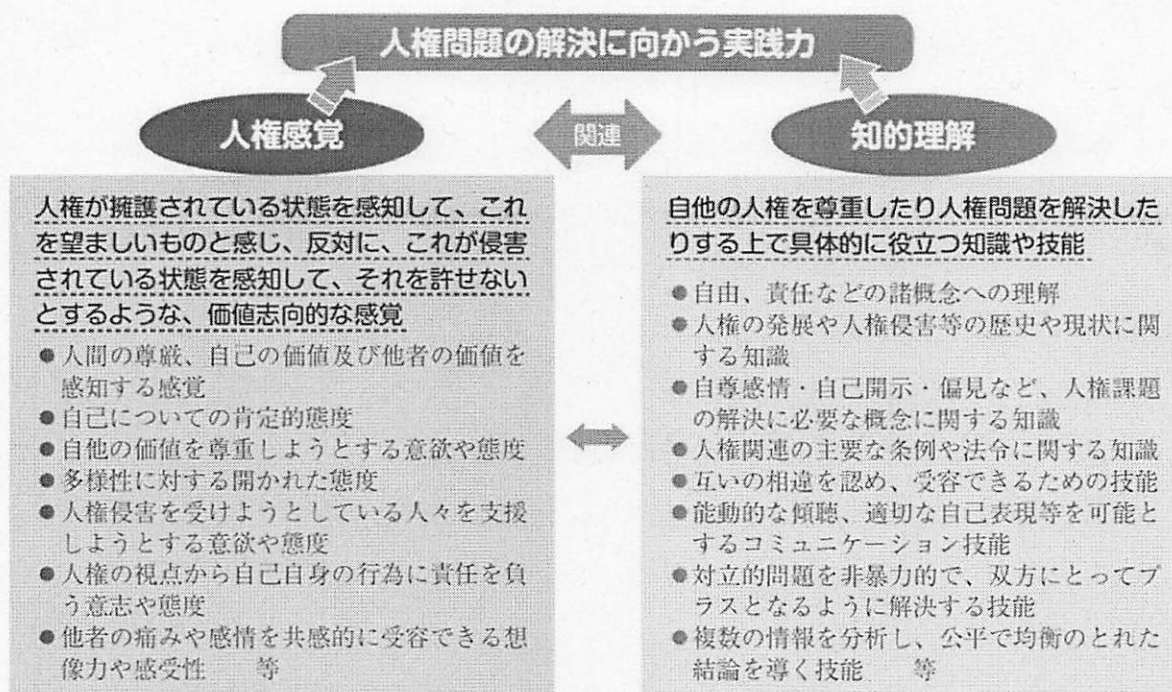
ア今回の差別事象を振り返るとき、部落問題学習を日常の実践力にどう結びつけるのが本校の課題であると言える。以下(「人権の授業づくりのすすめかた」(人権・同和教育課)から抜粋)によると、「人権問題の解決に向かう実践力」には「人権感覚」と「知的理解」の育成が不可欠である。

イそして、「人権感覚」を構成する「人間の尊厳、自己の価値及び他者の価値を感知する感覚」や「他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性」は社会生活の基本であり、その育成は「ホームルーム活動」以外の活動でも可能である。

ウまた、以下で「知的理解」の筆頭に挙げられている「自由、責任などの諸概念への理解」はその性質からしても教育活動全体で育成されなければならない、「複数の情報を分析し、公平で均衡のとれた結論を導く技能」はいわゆる理系科目の学習によって育成されることが期待される。

エつまり、「人権問題の解決に向かう実践力」の育成には、人権教育分掌の活動と並行した、各分掌、各教科などで行う学校全体の取組が必要なのである。

オそこで、来年度からは、各分掌、各学年、各教科の目標の中に「人権問題の解決に向かう実践力育成」を位置付けることとする。その上で、これを人権教育部がまとめ、年間計画の中に組み込むものとする。



※「人権感覚」と「知的理解」とが統合して、「人権問題の解決に向かう実践力」につながります。

差別事象に係る報告学習会

(資料編)



日 時 2020年2月19日(水) 13:00～

場 所 大分県労働福祉会館 ソレイユ3F 「水仙の間」

大分県立中津北高等学校

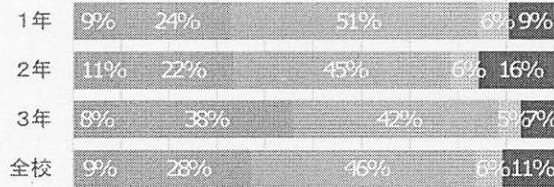
人権アンケートの新旧データ比較

左 2019年12月23日実施 右 2020年2月5日実施

問1. 日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」という意味のことが述べられています。あなたは現在の社会でこのことが守られていると思いますか。

①よく守られている ②かなり守られている ③あまり守られていない ④まったく守られていない
⑤わからない

	①	②	③	④	⑤
1年	9%	24%	51%	6%	9%
2年	11%	22%	45%	6%	16%
3年	8%	38%	42%	5%	7%
全校	9%	28%	46%	6%	11%



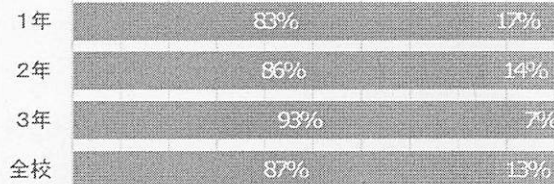
	①	②	③	④	⑤
1年	4%	24%	61%	4%	8%
2年	10%	23%	57%	6%	5%
3年	7%	19%	64%	9%	1%
全校	7%	22%	60%	6%	5%



問2. あなたは部落差別について、知っていますか。

①内容を知っている ②聞いたことがある

	①	②
1年	83%	17%
2年	86%	14%
3年	93%	7%
全校	87%	13%



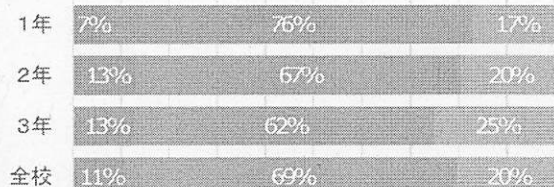
	①	②
1年	92%	8%
2年	94%	6%
3年	97%	3%
全校	95%	5%



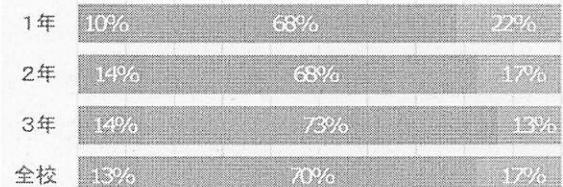
問3. あなたが部落差別について、最初に知ったのはいつ頃ですか。

①中学校に入る前 ②中学校に入ってから ③いつか覚えていない

	①	②	③
1年	7%	76%	17%
2年	13%	67%	20%
3年	13%	62%	25%
全校	11%	69%	20%



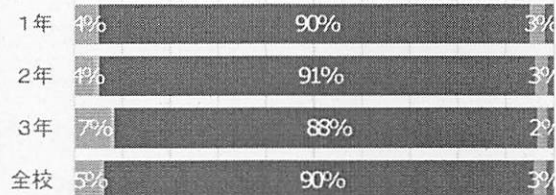
	①	②	③
1年	10%	68%	22%
2年	14%	68%	17%
3年	14%	73%	13%
全校	13%	70%	17%



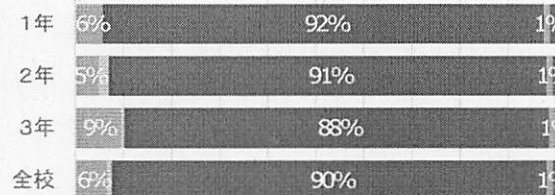
問4. あなたが部落差別について、初めて知ったのはどういっかけからですか。

①家族から ②親戚から ③近所の人から ④学校の友だちから ⑤学校の授業
⑥テレビ・ラジオ・新聞・雑誌など ⑦インターネット・携帯

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1年	4%	0%	1%	0%	90%	3%	2%
2年	4%	0%	1%	1%	91%	3%	1%
3年	7%	1%	0%	1%	88%	2%	1%
全校	5%	0%	0%	0%	90%	3%	2%



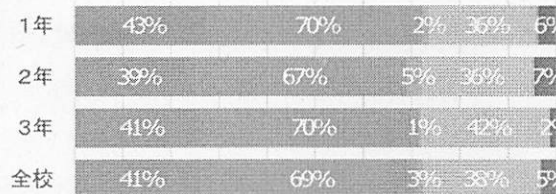
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1年	6%	0%	0%	0%	92%	1%	1%
2年	5%	0%	0%	2%	91%	1%	1%
3年	9%	1%	0%	1%	88%	1%	0%
全校	6%	0%	0%	1%	90%	1%	1%



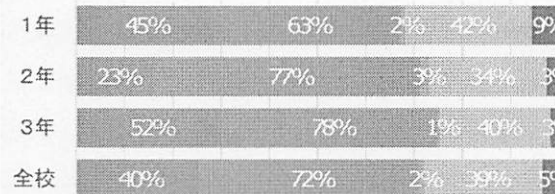
問5. 部落差別についてどう思いますか。(複数回答可)

①かわいそう ②許せない ③自分には関係ない ④詳しく知りたい ⑤知りたくなかった

	①	②	③	④	⑤
1年	43%	70%	2%	36%	6%
2年	39%	67%	5%	36%	7%
3年	41%	70%	1%	42%	2%
全校	41%	69%	3%	38%	5%



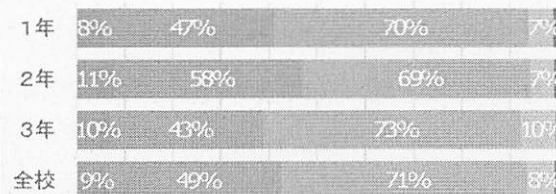
	①	②	③	④	⑤
1年	45%	63%	2%	42%	9%
2年	23%	77%	3%	34%	3%
3年	52%	78%	1%	40%	3%
全校	40%	72%	2%	39%	5%



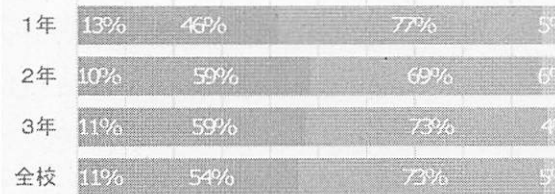
問6. あなたが、部落差別について学校で学習したのはいつですか。(複数回答可)

①小学校 ②中学校 ③高校 ④覚えていない ⑤学校で学習した記憶がない

	①	②	③	④	⑤
1年	8%	47%	70%	7%	1%
2年	11%	58%	69%	7%	1%
3年	10%	43%	73%	10%	1%
全校	9%	49%	71%	8%	1%



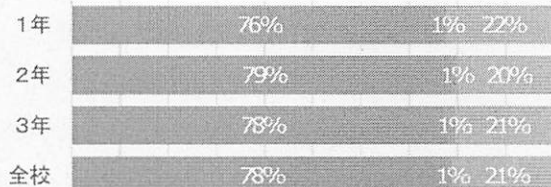
	①	②	③	④	⑤
1年	13%	46%	77%	5%	0%
2年	10%	59%	69%	6%	0%
3年	11%	59%	73%	4%	0%
全校	11%	54%	73%	5%	0%



問7. 部落差別は今でもあると思いますか。

①ある ②ない ③わからない

	①	②	③
1年	76%	1%	22%
2年	79%	1%	20%
3年	78%	1%	21%
全校	78%	1%	21%



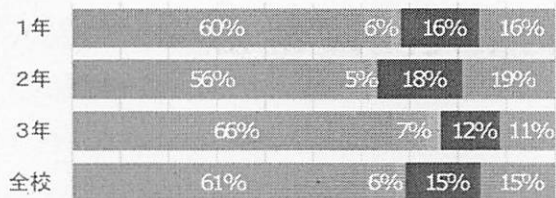
	①	②	③
1年	87%	1%	13%
2年	93%	1%	6%
3年	99%	1%	0%
全校	93%	1%	6%



問8. 部落差別の解消に関して、あなたはどのように思いますか。

①問題の解決に向けて努力したいと思う ②自分ではどうしようもない問題だ。誰かが解決してくれると思う
③そっとしておけば自然と解消すると思う ④自分とは関係ない問題だと思う ⑤解消しないと思う ⑥わからない

	①	②	③	④	⑤	⑥
1年	60%	6%	2%	0%	16%	16%
2年	56%	5%	1%	0%	18%	19%
3年	66%	7%	2%	1%	12%	11%
全校	61%	6%	2%	0%	15%	15%



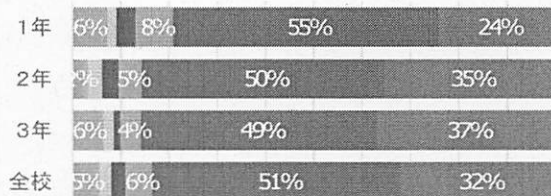
	①	②	③	④	⑤	⑥
1年	73%	5%	0%	1%	13%	8%
2年	86%	1%	1%	1%	4%	7%
3年	94%	1%	1%	0%	4%	0%
全校	84%	2%	1%	0%	7%	5%



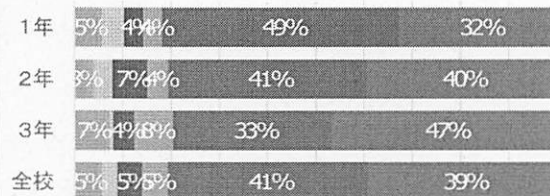
問9. 最近部落差別について聞きましたか。ある場合は誰から聞いたのか教えてください。

①家族から ②親戚から ③近所の人から ④学校の友だちから ⑤テレビ・ラジオ・新聞・雑誌などで
⑥インターネット・携帯で ⑦その他 ⑧ない

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1年	6%	1%	0%	2%	4%	8%	55%	24%
2年	2%	1%	1%	3%	3%	5%	50%	35%
3年	6%	1%	0%	2%	1%	4%	49%	37%
全校	5%	1%	0%	2%	3%	6%	51%	32%



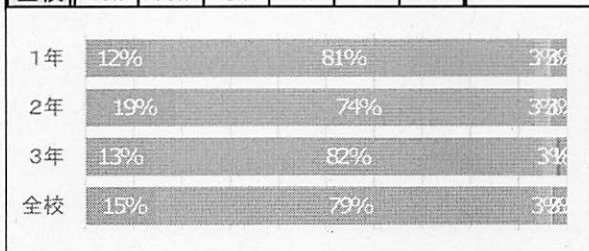
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1年	5%	1%	0%	5%	4%	4%	49%	32%
2年	3%	1%	1%	4%	7%	4%	41%	40%
3年	7%	1%	0%	1%	4%	8%	33%	47%
全校	5%	1%	0%	3%	5%	5%	41%	39%



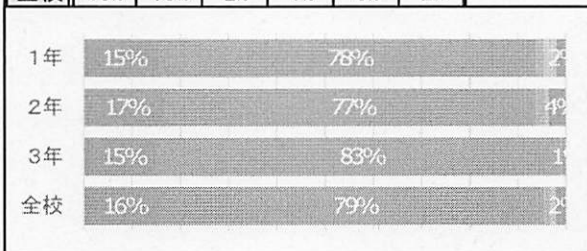
問10. あなたは、学校でさまざまな部落差別について学習することについてどう思いますか。

- ①もっと学習したい ②必要なことだと思う ③学校で教えるべきではない(教えるからなくなる)
④知りたくなかった(知ったから偏見を持った) ⑤自分には関係がない ⑥特に何も感じない

	①	②	③	④	⑤	⑥
1年	12%	81%	3%	1%	0%	3%
2年	19%	74%	3%	1%	0%	3%
3年	13%	82%	3%	0%	1%	1%
全校	15%	79%	3%	0%	0%	3%



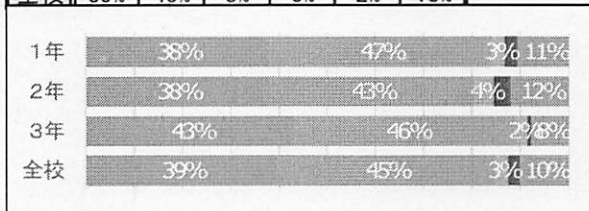
	①	②	③	④	⑤	⑥
1年	15%	78%	2%	3%	0%	2%
2年	17%	77%	2%	1%	0%	4%
3年	15%	83%	1%	0%	0%	1%
全校	16%	79%	2%	1%	0%	2%



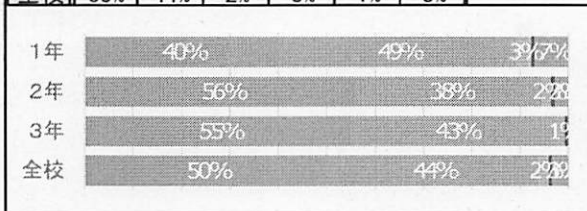
問11. あなたは身近に差別を感じたとき、差別のない社会を作るためにどのように取り組みたいと思いますか。

- ①自分から進んで、積極的に差別をなくすように努力したい
②できれば差別をなくすように努力したい ③応援はするが、自分から努力しようとは思わない
④差別を受けている人たちが頑張ればよいと思う
⑤差別をなくすことは出来ないの、努力しても無駄だと思う ⑥わからない

	①	②	③	④	⑤	⑥
1年	38%	47%	3%	0%	3%	11%
2年	38%	43%	4%	0%	3%	12%
3年	43%	46%	2%	0%	1%	8%
全校	39%	45%	3%	0%	2%	10%



	①	②	③	④	⑤	⑥
1年	40%	49%	3%	1%	1%	7%
2年	56%	38%	2%	0%	1%	3%
3年	55%	43%	1%	0%	1%	0%
全校	50%	44%	2%	0%	1%	3%



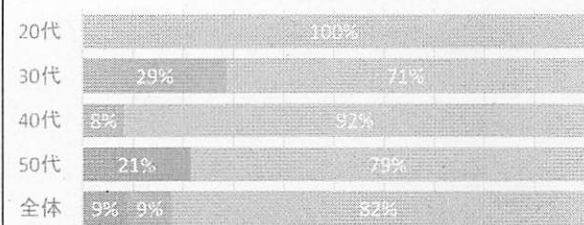
教職員アンケート結果

2019年12月17日実施

Q1:これまでの教職員生活において、自分自身は部落差別をどうとらえていましたか？

- ①関係のない問題と思っていた ②あまり関係ないと思っていた
③わからない ④関係すると思っている

	①	②	③	④
20代	0%	0%	0%	100%
30代	0%	0%	29%	71%
40代	0%	0%	8%	92%
50代	0%	21%	0%	79%
全体	0%	9%	9%	82%



Q2:部落差別の授業をすることについて、あなたの気持ちに最も近いものは、次のうちどれですか

- ①部落問題を学習していて、自信をもって授業できる
②担当が提案したものを、教材研究してやっている(少し不安がある)
③自信がないので、十分な展開ができていない(かなり不安がある)
④勉強不足のため、授業を避けがちである(授業できない)

	①	②	③	④
20代	0%	100%	0%	0%
30代	0%	71%	29%	0%
40代	8%	67%	25%	0%
50代	14%	79%	7%	0%
全体	9%	74%	18%	0%

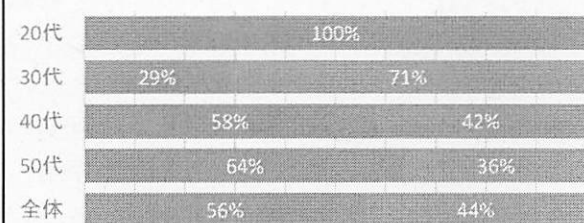


Q3:部落問題の次の用語について、どのような認識ですか？

Q3-1:『解放令』

- ①人に説明できる ②言葉を知っている程度 ③よく知らない

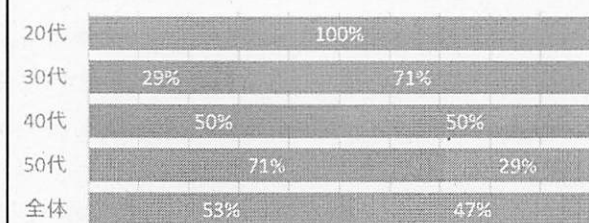
	①	②	③
20代	100%	0%	0%
30代	29%	71%	0%
40代	58%	42%	0%
50代	64%	36%	0%
全体	56%	44%	0%



Q3-2:『水平社宣言』

- ①人に説明できる ②言葉を知っている程度 ③よく知らない

	①	②	③
20代	0%	100%	0%
30代	29%	71%	0%
40代	50%	50%	0%
50代	71%	29%	0%
全体	53%	47%	0%



Q3-3:『同和対策審議会答申』

- ①人に説明できる ②言葉を知っている程度 ③よく知らない

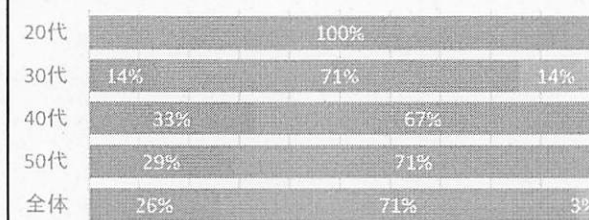
	①	②	③
20代	0%	100%	0%
30代	0%	86%	14%
40代	17%	75%	8%
50代	21%	79%	0%
全体	15%	79%	6%



Q3-4:『部落差別解消法』

- ①人に説明できる ②言葉を知っている程度 ③よく知らない

	①	②	③
20代	0%	100%	0%
30代	14%	71%	14%
40代	33%	67%	0%
50代	29%	71%	0%
全体	26%	71%	3%



Q3-5:『ネット上の部落差別』

- ①人に説明できる ②言葉を知っている程度 ③よく知らない

	①	②	③
20代	100%	0%	0%
30代	29%	57%	14%
40代	67%	25%	8%
50代	57%	43%	0%
全体	56%	38%	6%



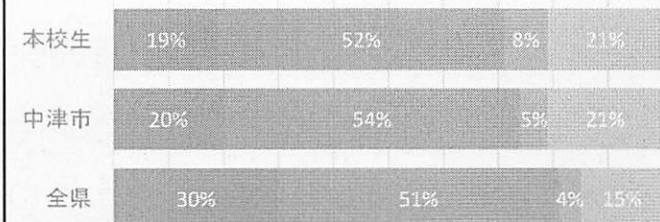
高校1年生 部落差別に関する調査結果

2019年4月実施

【1】これまでの学校の学習で、「部落差別に関する問題(同和問題)」について学びましたか？

- ①かなり学んだ ②少しは学んだ ③全く学んでいない
④わからない

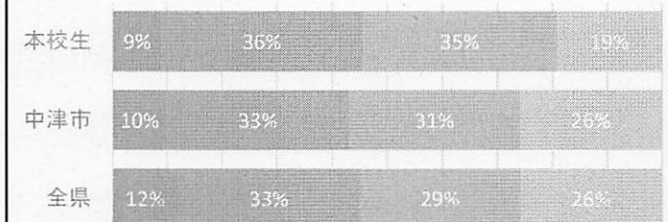
	①	②	③	④
本校生	19%	52%	8%	21%
中津市	20%	54%	5%	21%
全県	30%	51%	4%	15%



【4】部落差別はなくせと思いますか？

- ①完全になくすことができる ②かなりなくすことができる
③なくすことは難しい ④わからない

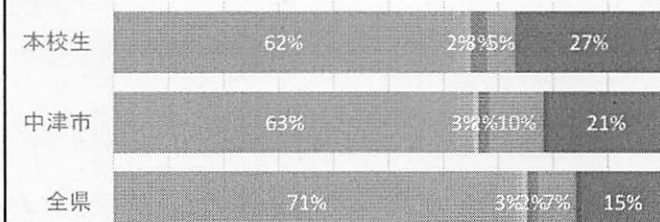
	①	②	③	④
本校生	9%	36%	35%	19%
中津市	10%	33%	31%	26%
全県	12%	33%	29%	26%



【2】「部落差別に関する問題(同和問題)」について、初めて知ったのはどういったきっかけからですか？

- ①学校の授業 ②家族(親せきを含む) ③友だち
④近所の人 ⑤インターネット・携帯
⑥テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等 ⑦その他
⑧きっかけはない(知らない)

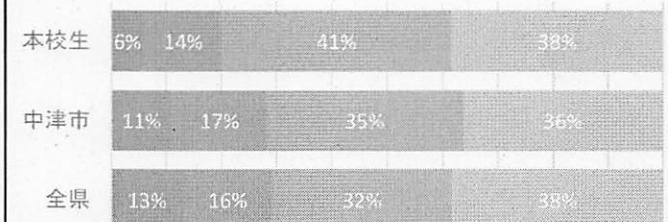
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
本校生	62%	2%	1%	0%	3%	5%	0%	27%
中津市	63%	3%	0%	1%	2%	10%	1%	21%
全県	71%	3%	1%	1%	2%	7%	1%	15%



【5】これまでの人権学習で「キヨメ」や「ケガレ」について学びましたか？

- ①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

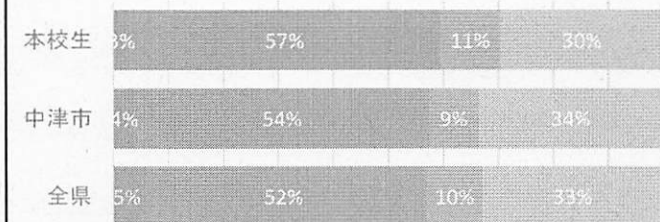
	①	②	③	④
本校生	6%	14%	41%	38%
中津市	11%	17%	35%	36%
全県	13%	16%	32%	38%



【3】今でも被差別部落の人に対して、差別意識を持った人がいると思いますか？

- ①もういない ②中には持っている人がある
③まだ多い ④わからない

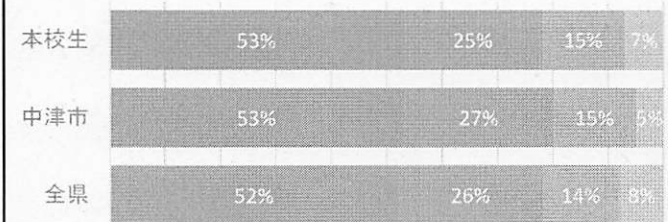
	①	②	③	④
本校生	3%	57%	11%	30%
中津市	4%	54%	9%	34%
全県	5%	52%	10%	33%



【6】これまでの人権学習で「江戸時代の身分制度」について学びましたか？

- ①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

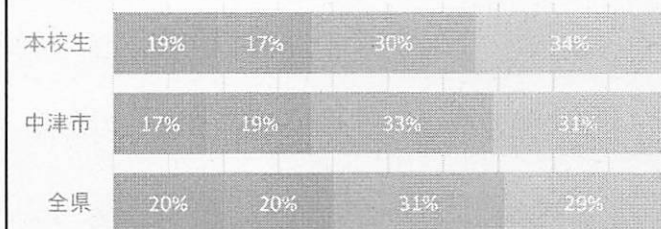
	①	②	③	④
本校生	53%	25%	15%	7%
中津市	53%	27%	15%	5%
全県	52%	26%	14%	8%



【7】これまでの人権学習で「解放令(賤民廃止令)」または、「五日の日延べ」について学びましたか？

①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

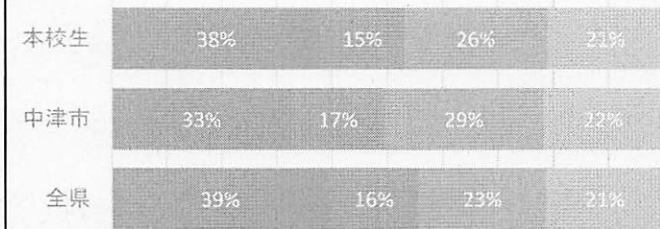
	①	②	③	④
本校生	19%	17%	30%	34%
中津市	17%	19%	33%	31%
全県	20%	20%	31%	29%



【10】これまでの人権学習で「就職差別」について学びましたか？

①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

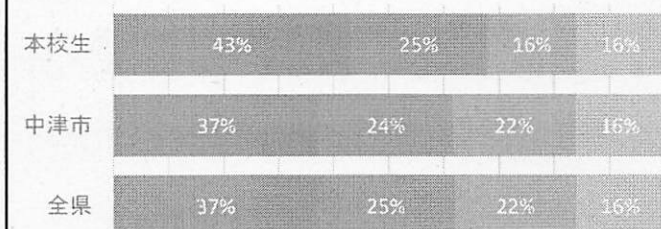
	①	②	③	④
本校生	38%	15%	26%	21%
中津市	33%	17%	29%	22%
全県	39%	16%	23%	21%



【8】これまでの人権学習で「水平社宣言」について学びましたか？

①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

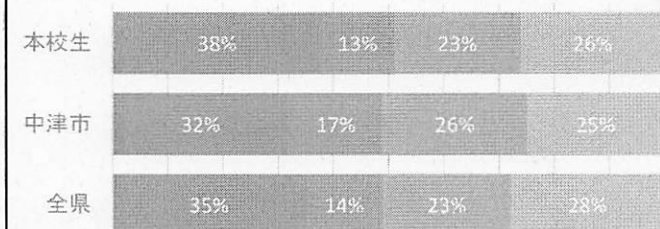
	①	②	③	④
本校生	43%	25%	16%	16%
中津市	37%	24%	22%	16%
全県	37%	25%	22%	16%



【11】これまでの人権学習で「結婚差別」について学びましたか？

①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

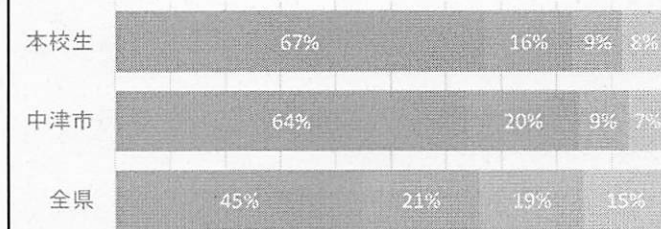
	①	②	③	④
本校生	38%	13%	23%	26%
中津市	32%	17%	26%	25%
全県	35%	14%	23%	28%



【9】これまでの人権学習で「どうして小、中学校の教科書はタダなのか(教科書無償)」について学びましたか？

①学んだことをおぼえている ②学んだがよくおぼえていない
③学んだかどうかおぼえていない ④学んでいない

	①	②	③	④
本校生	67%	16%	9%	8%
中津市	64%	20%	9%	7%
全県	45%	21%	19%	15%



人権感覚

差別の実態と人々の心情から学ぶ

小学1年

〈題材〉「わたしたちが」
〈目標〉事実を確かめず
に決めつけた見方をす
ることの不合理さを理
解する。

〈題材〉「もりのなかま」
〈目標〉差別や不合理
に対して、力を合わ
せて立ち上がり、解
決していくことの大切
さを理解する。

小学2年

〈題材〉「いいこと
かけた」
〈目標〉力での解決を
見過ごさず、互いに
気持ちを伝え合うこと
の大切さを理解する。

〈題材〉「ぼくのだけど
うしてけるの」
〈目標〉強い立場・弱い
立場のものなど、相手
によって態度を変える
ことのおかしさを理解
する。

小学3年

〈題材〉「わたしはバイ
キンなんかじゃない」
〈目標〉身の回りの不
合理・矛盾を知り、
真実を訴えることの
大切さを理解する。

〈題材〉「ドッジボー
ル」
〈目標〉不正を許
さず真実を語るこ
との大切さを理解
する。

小学4年

〈題材〉「ざるには ざ
るを」〈目標〉住むと
ころにより理不尽
な扱いを受けたこと
を、差別をなく
そうとする行動力
を理解する。

〈題材〉「いやなこと(二)」
〈目標〉被差別の立場に
おかれた子どもの悩み
を、学級全体の問題とし
て解決していくことの大切
さを理解する。

小学5年

〈題材〉「ふみきり向こ
う」
〈目標〉住むところ
により決めつけた見方
をすることの不合理
さを理解する。

小学6年

中学校

〈題材〉「教科書無償
より学ぶ」
〈目標〉教科書を無償
にする運動について
知り、子どもたちに
教育を受けさせたい
という親の願いを理
解する。

高等学校

〈題材〉「就職差別(統
一応募用紙)」
〈目標〉就職選考での
人権侵害をなくす取
組を理解し、問題解
決のための実践力を
育成する。

〈題材〉「結婚差別」
〈目標〉結婚に関して、
今でも部落差別が起
こっていることを知
り、差別を見抜く力
と差別をしない力を
育成する。

知的理解

被差別部落と差別解消に向けた
取組の歴史から学ぶ

小学校〈支援や留意点及び他教科との関連〉

※低学年・中学年において

小学校低学年及び中学年では、高学年になってからの同和問題学習につながる
ように、『被差別の立場に置かれた人の気持ちを考える』ことができる力をつける。
特に、『仲間はずれ』や『決めつけた見方』をキーワードに『排除の差別に対する意
識』を高めておく。

このような力は、いじめの解決やより良い人間関係作りの基盤となる。

※高学年において

5年生では、住むところや家柄による差別があったことを学習する。
6年生では、それまでの学習の上に、歴史的背景を関連させてより具体的に同和
問題についての理解を深める。

特に、『社会科と関連させ』『解放令(賤民廃止令)』『水平社宣言』に触れる。

中学校〈支援や留意点及び他教科との関連〉

※歴史において

江戸時代までについては、『ケガレ』意識(延喜式)と『河原者』が築いた文化『能』『石庭』
などについて学習する。また、検地や刀狩など職業や身分の固定化が進んだことを部落
差別の制度化と関連して捉えられるようにする。更に、江戸時代になると、だんだんと
差別することが当然(そうしないと処罰されることがあった)の社会になり、被差別の立
場に置かれた人々は様々な制約を受けたことへの理解を深める。

明治以降については、『解放令(賤民廃止令)』『解放令反対一揆』『水平社宣言』等に触れ、
差別解消に向けた取組について学習する。

※公民において

同和対策委員会答申(1965年[昭和40年])からの差別をなくす政策に関することへの
理解を深める。

〈題材〉「葉の花」
〈目標〉身分制度によ
り、厳しい作法があ
ったことを知り、部落
差別の不合理さを理解
する。

〈題材〉「解放令」
〈目標〉身分解体に
よりさらに厳しい
生活を強いられた
ことから、明治政
府の政策の不十分
さを理解する。

〈題材〉「浅黄半襟か
け拒否逃散一揆」
〈目標〉郷土の歴史
的背景を知り、差
別の強制に対して
立ち向かった人々
の願いを理解する。

〈題材〉「キヨメとケガ
レ」〈目標〉ケガレ意
識とキヨメ意識に
ついて学習し、身
の回りにある差別
意識への認識を高
める。

〈題材〉「全国水平社」
〈目標〉差別解消に向
けた取組の歴史を知
り現在残る問題と関
連させて考え、人為
的差別の構造を理解
する。

高等学校〈支援や留意点及び他教科との関連〉

※現代社会において

「個人の尊重」「人間の尊厳と平等」等の内容について取扱うことで、暴力を否定し、差別のないよりよい社
会を実現することが、他者のもつ尊厳を尊重する基本であることの認識を高める。

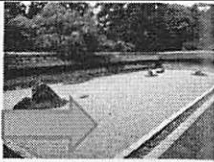
※倫理において

「人間の尊厳と生命への畏敬」については、人間の尊厳について理解を深めるとともに、現代における重要
な倫理的課題となっていることとして捉える。

※政治経済において

「基本的人権の保障と法の支配」の内容の取り扱いについて、日本国憲法が、基本的人権の尊重、国民
主権を基本原則とする点で国民国家の枠を超えた普遍性をもっていることを押さえる。

小P60 コ 龍安寺の石庭



龍安寺の石庭
枯山水という、砂と石で山や水を表現する様式でつくられた庭で、今も世界中から多くの観光客がおとずれます。この庭や銀閣の庭は、身分のうえて差別されながらもすぐれた技術をもった人々によってつくられたといわれています。

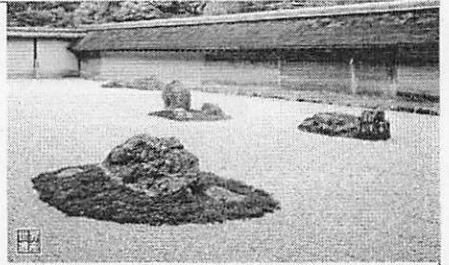
中P83 コ 庭園づくりで活躍した河原者



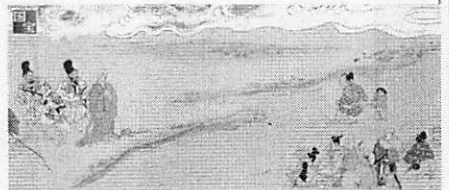
庭園づくりで活躍した河原者

この時代には龍安寺などで庭園がつくれ、天下と賞賛された高僧をはじめ、庭園づくりの名手が登場しました。その名手の多くが河原者とよばれた人々でした。昔は、天災地災・死・出血・火事・犯罪など、過酷の状態に直面をもち、できごとにかかわることを「けがれ」といいました。「けがれ」をおそれる龍安寺は、平安時代から盛まり、「けがれ」を清める力をもつ人々が必要とされていきました。しかし一方で、清める力をもつ者は貧しい存在として、差別を受けるようにもなりました。河原者もそうした差別を受けた人々でした。彼らは井戸掘りや死んだ牛馬から皮をとつてなめすことも行っていました。彼らはおそれられましたが、その仕事は社会にとって必要であり、すばらしい文化を築いていきました。なお「けがれ」は、近代以降に生まれた不衛生という考え方とは異なるものです。

⇒ 死刑に処せられる僧侶と河原に集まる人々 川はけがれなどさまざまなものを浄化してくれると考えられていた。形の多くは河原で行われました。(『法苑珠林』)



龍安寺の石庭(京都市) 制作にたずさわった河原者とも思われる名前が残っています。



小P61 コ 能の様子、狂言の様子

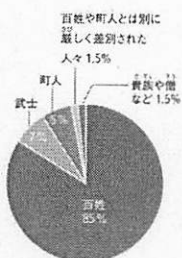


現在の能の様子
能は、昔の物語を題材にして、人間のはかなさや悲しみを音楽に表現しました。



現在の狂言の様子
狂言は、日常生活の中から題材を取り、権力者をからかったり、権力の失態などをあはれく表現したりしました。

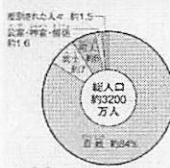
身分による支配「人口の割合」小P74 コラム



人口の割合
身分や職業は、親から子に受けつがれ、自由に変えることはできませんでした。

身分制社会での暮らし 中P116 コラム

身分制社会での暮らし



江戸時代の身分別人口構成(幕末の推定値) 出典: 山田正太郎『全日本人口史』

江戸時代の人々は、身分制社会の下でどのような暮らしをしていたのでしょうか。

身分制度と武士
幕府は、豊臣秀吉のときに行われた兵農分離をさらに進め、17～18世紀にかけて、武士と百姓・町人の身分を区別する制度をかためていきました。この過程で、百姓や町人に組み入れられなかった一部の人は差別されることになりました。

この身分制度の下で、政治を行う支配者の身分とされた武士は、主君に仕え、軍事や行政にかかわる義務を負いました。一方で、名字(姓)を名のことや、刀を差すこと(帯刀)などの特権をもちました。武士は幕府や藩の役職について、幕府や藩から石高に応じて、領地や米が支給されました。

身分制社会での暮らし「差別された人々」 中P117 コラム



差別された人々

近世の社会にも、中世と同じように、天災地災・死・犯罪など人間がはかりしれないことを「けがれ」としておそれる傾向があり(中P83)、それにかかわった人々が差別されることがありました。もともと、死にかかわっていても、医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかったため、差別は非合理的で、支配者につこうよく利用されたものであるといえます。

差別された人々は、地域によってさまざまな呼び名や役割で存在していました。えたとよばれた人々は、農林漁業を営みながら、死牛馬からの皮革の製造、町や村の警備、車輦や雪駄づくり、竹細工、医薬業、城や寺社の清掃のほか、犯罪者の捕縛や行刑役などに従事しました。

ひにとよばれた人々は、町や村の警備・芸能などに従事しました。これらの人々は、社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担っていたのです。

こうしたなかで、経済的に豊かになる人も現れましたが、江戸時代中期から幕府や藩が出す御触れなどによって、百姓や町人は別の身分として位置づけられました。そのため、差別はさらに強化されました。



⇒ 雪駄づくり 人々の生活に欠かせない雪駄も、差別された人々によってつくられました。(大阪市立博物館蔵)

渋染一揆

江戸時代後半、岡山藩（岡山県）では財政が苦しくなり、藩内の人々に厳しい検約を命じました。その際、百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた身分の人々に、「服は柿の渋で染めた模様のないものにせよ。」などと、差別を

強める命令を出しました。

これに対して、差別されていた50以上の村の人々が団結して立ち上がり、藩に命令を取り下げさせました。1856年のことでした。

人権 渋染一揆

1855年、岡山藩は藩政改革を進めるため、29か条の俵約令を出しました。このうち5か条は、えた身分の人々（→p.117）を対象とし、衣類を新調するさいには柄のない渋染（茶色）か藍染（青色）に限る、などと記されていました。これに対しえた身分の人々は、自分たちも田畑をたがやし、年貢を納めている百姓であると主張し、別扱いしないでほしいと藩に嘆願しました。それが拒否されると立ち上がって一揆を起こし、5か条を実質上撤回させ勝利を得ました。えた身分の人々の一揆では最も規模が大きい戦いでした。

③

改められた身分制度

明治政府は、江戸時代の身分制度を廃止して国民はみな平等とし、名字を名のらせ、結婚・転居・就職などの制限をなくしました。しかし、身分は新しい形で残されました。これまで百姓や町人とは別の身分とされ、厳しい差別を受けていた人々も、平民とされました（いわゆる「解放令」）。けれども、政府は、差別をなくするための具体的な政策を行わず、結婚や就職、住む場所などの差別は相変わらず続きました。そのため、これらの人々は、差別をなくするための努力を、その後も長く続けていきました。



74ページを見て、人口における身分の割合を比べてみよう。

新しい身分				
天皇の一族 → 皇族	貴族や大名、 朝廷重臣で 華族とした人 → 華族	武士 → 士族	百姓や町人 → 平民	差別された 身分の人々 → 平民

古い身分制度の廃止

新政府はまた、江戸時代までの身分制度を廃止し、天皇の一族を皇族、公家や大名を華族、武士を士族とし、百姓・町人を平民としました。平民も正式に名字を名のことが許され、異なる身分間での結婚や、職業・居住などの自由も認められました。また、1871年の布告（いわゆる「解放令」）によって、江戸時代に差別された人々の呼び名が廃止され、身分・職業も平民と同じとされました。これにより古い身分制度はなくなりましたが、国民全体がすぐに平等になったわけではありませんでした。新政府は、差別されていた人々の生活を改善する具体的な政策をとらず、長く続いた慣習や差別意識も簡単には改まらなかったため、結婚・就職・居住などに関する差別は根強く残りました。

人権 差別からの解放運動

江戸時代に差別された人々は、「解放令」を喜んで迎えました。しかし、「解放令」に反対する人も多く、差別された人々を襲撃する一揆も起こりました。「解放令」のあと、おもな仕事であった炭鉱業にほかの人々が参入したことにより、差別された人々の生活はいつそう厳しくなりました。それでもほらはひるまず、国民としての平等を求め、解放運動を進めました（→p.207）。



※1872年の身分別人口の割合（岡田英次郎『日本の人口』）

④

人の世に熱あれ、人間に光あれ（水平社宣言より）

1922年3月3日、京都市の岡崎公会堂で全国水平社創立大会が開かれました。この大会では、「自分たちの力で差別と迫害をはねのけ、人々がたがい^{たがひ}に尊敬し合うことによって平等な社会を築こう。」という呼びかけが行われました。

山田孝野次郎少年は、この大会で、「大人も子どももいっしょに差別とたたかい、光かがやく新しい世の中にしよう。」とうったえました。



水平社運動の大会で演説する
山田孝野次郎（1924年）

1922年、就職や結婚などさまざまな差別に苦しんできた人々が「全国水平社」をつくり、自分たちの力で差別をなくす運動に取り組みました。また、平塚らいてうたちは、女性の地位向上を求める運動を進めました。

このころから、民主主義の考え方が多くの人々の間に広まり、普通選挙を求める運動が起こりました。そして、1925年、25さい以上の全ての男子が衆議院の選挙権をもてるようになりました。

全国水平社の結成 中P207コラム

全国水平社の結成 中P207

人権

差別の問題は、明治時代になるとたまたび社会問題として注目され(一p.159)、差別をなくそうとする運動が各地で起こっていました。しかし、社会全体を動かすまでにはいたりませんでした。

こうした状況を大きく変えたのが、1917年のロシア革命（→p.197）や、翌18年の米騒動（→p.205）のため、差別された人々が米騒動にも多数参加したため、政府は生活改善の対策をとる必要があると考えた。しかし、政府にたよるだけでは差別問題は解決しないとして、差別された人々には、1922年に全国水平社を結成して平等な社会の実現をめざし、みずから力で差別をなくそうと立ち上がりました。また、差別された人々によって重宝もつづいた。近代化がめざされました。

→ ①差別とたたかいを
える参加者 大塚 朝日新聞
社提供 1924年版所

※全国水平社創立大会の
ビラ(奈良県 水平社博物館蔵)



水平社宣言 (1922年)

全国に散在するわが部落の人々よ、閉居せよ。一人の世の治たさがどんなに冷たいか、人をいたわることがなんであるかをよく知っているわれわれは、必らず人生の熱と光を燃焼礼讃するものである。水平社はかくして生まれた。

人の世に赴あり、人間に光あり。 (高岩村・高岩村)

解放を求めて
立ち上がる人々

「解放令」が出されたのちも、働く条件や結婚などの差別はなくならなかったため、みづから別問題の解決をめざして、1922年に全国水平社を創設した。また、アイヌの人々も、北海道アイヌ協会を創設し、保護法の改正を求めて立ち上がりました。

中学校公民教科書

2 平等權

一共生社会を目指して

部落差別をなくそう



ころ、目覚めてますか？
 時の経過では解決できないことがある

◎国部差別の蛮虎を呼びかける。法務省人権擁護院・全国人権擁護委員連合会のポスター（2002年）

●1997年からは、河和対策事業をさらに進め、入植の自発的な態度が促されています。2000年には入植教育、啓発推進法が制定されました。

今日の日本社会では、差別を解消して共生社会を築いていくために、どのような取り組みや努力がなされているのでしょうか。

平等に生きる権利
全ての人は平等な存在であって、平等なあつかいを受ける権利(平等権)を持っています。
しかし、偏見に基づく差別が、現在でもなお残っています。特に「生まれ」による差別は、平等権に強く反し、個人の尊厳の原理をおかすものであるため、一日も早くなくさなければなりません。

部落差別の根柢 部落差別は、差別部落の出身者に対する差別のことで、阿和問題ともいいます。江戸時代には差別された身分、ひいては身分は、明治時代になって、いわゆる「解放令」によって廃止されました。しかし、政府は差別部落の出身者の政策をほとんど行わず、その後も就職、教育、結婚など差別は続きました。これに対して差別に反対する部落解放運動が起こり、1922(大正11)年には全国水平社が結成されました。

1965(昭和40)年の同和对策審議会の答申は、部落差別をなくすることが国の責務であり、国民の課題であると宣言しました。そして、対象地域の人たちの生活を改善する同和对策事業が推進されてきました。しかし、現在でも差別は残っており、学校、地域、職場などのさまざまな場で人権教育や啓発活動が行われています。

共生社会と私たち

共生社会とは、私たち一人一人がたがいに助け合い、だれもが自分らしく安心して暮らすことができる社会です。しかし、社会には、共生社会を実現するために解決すべき差別や偏見などの問題が存在しています。次の資料から、私たちは何を学ぶことができるでしょうか。資料を読んで、共生社会を実現するために私たちにできることは何か、考えましょう。

1 一人でも多くの人に伝えたい

[illegible][illegible][illegible]

2 天皇の軍隊がつくられた 近代的軍制の成立

政府はどのような
国民を掌握していった
のだろうか。

四民平等

幕府の解体とともに、江戸時代以来の身分制度の改革がすすめられた。政府は、四民平等の原則を掲げて、大名や公家を華族、武士を士族、農工商の人々を平民とした。そして、平民にも苗字の使用を公認し、さらに華族・士族・平民間の結婚を認めるとともに、職業・居住の自由も認めた。

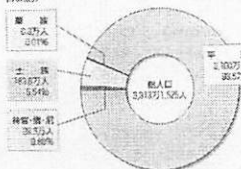
1871(明治4)年、政府は戸籍法を定め、翌年には全国統一の戸籍(世帯戸籍)を作成した。また、1871年には、いわゆる「解放令」によって、えんた・ひにんなどの名簿が廃止され、これまで、えんた・ひにんとよばれてきた人々は平民とされた。しかし、差別をなくした

めの実質的な集約がおこなわれなかったため、彼らは、その後も職業・結婚・教育などの実際の社会生活の上で、きびしい差別を受け続けることになった。

国民皆兵

中央集権政治を確立した政府は、軍の近代化をめざした。これを阻止すべく、訓練の軍隊を組織した。そして、

◎華族・士族・平民の人口比
(1872年)(岡山県太郎(近世日本の人口構造))



参考

部落差別や障がい者・女性・アイヌ民族⁷、在日外国人などへの差別問題が続いている。国は、同和对策事業の実施、障害者基本法(1993年)、男女雇用機会均等法(1985年)や男女共同参画社会基本法(1999年)の制定などの取り組みを進めてきた。

社会運動の発展

第一次世界大戦を通じて世界的な規模で民主主義的な風潮が高まるなか、国

内でも米騒動をきっかけに、さまざまな社会運動が活発になった。

労働者たちは、労働条件の改善を要求してさかんに労働争議をおこすようになった。1912(大正元)年に鈴木文治らによって結成された友愛会は全国的な労働団体に成長し、1921(大正10)年に日本労働総同盟になった。1920年5月、日本で最初のメーデーが約5,000人の労働者を集めて開かれた。翌年、神戸の川崎・三菱両造船所で、約3万5,000人の労働者が参加する大規模な労働争議がおこった。

農村では、小作人が組合を結成し、地主に対して小作料の引き下げなどを求める小作争議をおこすようになった。1922(大正11)年に賀川豊彦らが結成した日本農民組合には、多くの小作人組合が参加し、その指導によって小作争議はますます活発化した。

1871(明治4)年にいわゆる「解放令」が出されたのちも、差別に苦しめられてきた被差別部落の人々は、自分たちの力で差別を撤廃しようと、1922(大正11)年に全国水平社を結成した。その後、各地に水平社の支部がつくられ、部落解放運動が展開された。

第1回 教職員研修会

1 目的

- (1) 今回の事象に対する全職員の分析と考察を共有し、今後の研修計画の資料とする。
- (2) これまでの人権HRAの在り方について共通理解を図り、今後の人権HRA実施の資料とする。

2 日時・場所

令和元年12月24日(火) 13:30~15:00 大会議室

3 研修内容

- (1) 今回の差別事象に対する全職員の分析・考察についての共有(40分)
- (2) 人権HRAの在り方について(40分)

4 進め方

グループによる討議(1グループ4名)

下記□と書いてある人はパソコン持参

5. 配置図

黒 板

A

吉岩	磯永
安部	岩久 □

E

木村	幸野
河野	岡崎 □

B

坂本	中野
大島	柴田 □

F

渡邊	彌田
田口	大間 □

C

麻野	岩武
工藤	藤本 □

G

樋口	三宅
小幡	満永 □

D

石本	三浦
古原	本山 □

H

後田	松本
高西	和才 □

第2回教職員研修会

1 目的

- (1)教職員及び生徒対象のアンケート結果から、本校の現状を踏まえ全校で部落問題に取り組む契機とする。
- (2)現在も部落問題があることを生徒に再認識させるとともに、人権感覚や人権意識の涵養を促す手法を共有する。

2 日時・場所

令和2年1月16日(木) 15:15～16:30 大会議室

3 研修内容

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1)講義・講師: 〇〇〇〇さん 「部落問題について」 | 15:15～16:00 |
| (2)人権講演会(1/22)の説明 | 16:00～16:10 |
| (3)人権HRA(1/22)の内容についての説明と協議 | 16:10～16:30 |

4 進め方

グループによる討議(1グループ4名)

5 配置図

吉岩	磯永
安部	岩久

E	
木村	幸野
河野	岡崎

坂本	中野
大島	柴田

渡邊	彌田
田口	大間

麻野	岩武
工藤	藤本

樋口	三宅
小幡	満永

D		
石本	三浦	
古原	大津留	本山

後田	松本
高西	中島

第3回 教職員研修会

1 目 的

- (1) 今回の差別事象に関する一連の様々な取り組みについての成果や課題を協議し、全校で部落差別問題に取り組む姿勢を確認する。
- (2) 社会課題としての部落差別問題を解消するためには、どのような教育・学習環境が必要となるかを協議し共有する。

2 日時・場所

令和2年2月7日（金） 15:30～16:30 大会議室

3 研修内容

- (1) 協議・共有 15:30～16:00
- (2) 発表・意見交換 16:00～16:30

4. 進め方

グループによる協議および発表(1グループ4～5名)

5. 配置図

A

吉岩	磯永
安部	岩久

E

木村	幸野
河野	岡崎

B

坂本	中野
大島	柴田

F

渡邊	彌田
田口	大間

C

麻野	岩武
工藤	藤本

G

樋口	三宅
小幡	満永

D

石本	三浦
古原	大津留

H

後田	本山	和才
高西	中島	

人権講演会・人権HRA

1 実施日時

令和2年1月22日(水) 6、7限 講演会 14:15～14:35 事前HRA
14:45～15:35 講演会
15:40～16:10 事後HRA

2 担 当

講演会 ■■■さん(大分県人権教育協議会)
HRA 各クラス担任および副担任

3 対 象

全学年

4 テーマ

部落問題について

5 指導の立場

今回の問題事象に鑑み、生徒たちが改めて部落問題に対する正しい知識と判断について学び、部落差別を自らの問題と捉えて差別をなくすための主体的な行動を育成する。

6 目 標

- (1) 本校の問題事象から、部落差別の現実を理解する。
- (2) 学校全体で部落問題等の差別事象の解消について、積極的に取り組む機会が必要であることを理解する。

7. 教 材

パワーポイント ワークシート

8. 具体的内容

(1) 事前学習 HRA (講演会前) (25 分)

	生徒	教師	時間	指導内容および留意点	pp
導入	アンケート結果から考える。	アンケート結果を示す	5	(発問) 結果から感じたこと、わかることは何か ・ 県民意識調査結果から現在も部落差別が存在することを示す。	2
展開	本校の人権学習を振り返る。 アンケート結果から考える。	1～3 年間の人権学習について示す。 アンケート結果(12 月実施)を示す		P.P データに基づいて説明する。	3
				(発問) 結果から感じたこと、わかることは何か 生徒の考察後に、以下の結果を説明する。 Q. 部落差別が今でもあると思うか。 A. 「わからない」が 20%以上	4
				Q. 部落差別の解消についてどう思うか A. 誰かが解消してくれる 6% 解消しない 15% わからない 15%	5
				Q. 差別のない社会をつくるときにどのように取り組みたいか A. 努力しても無駄 2% わからない 10%	6
				(分析・課題) 部落問題について知っているものの、積極的に学んだり、問題の解消については消極的であること P.P データに基づいて説明する。	
				話すことは以下の 3 点 ①本校で部落差別に関する差別発言があったこと ②発言した人物を詮索しないこと ③今回の事象を学校全体で取り組んでいくこと	7
まとめ	講演会を実施する理由(目的)について聞く 「講演会振り返りシート」を見る	講演会を実施する理由(目的)について話す。 「講演会振り返りシート」を配付し、話す	15	話すことは以下の 2 点 ①人権学習(教育)で取り組んだ内容が生徒や先生にとって「自分ごと」として深められていなかったこと ②学校全体で部落問題等の差別事象の解消について、積極的に取り組む機会が必要であること (*人権教育の成果として PP シート 2 を利用) 話すことは以下の 2 点 ①シートの項目 1. ～4. に目を通してしながら講演を聞くこと ②講演内容を自分・他者の立場で考えながら聞くこと	9
			5		

(2) 事後学習 HRA (講演会後) (15 分)

	生徒 (活動内容)	教師 (指導内容)	時間	指導内容および留意点	pp
まとめ	講演会振り返りシートを記入する		15	講演内容を自分・他者の立場で考えながら振り返ること	

(3) 人権講演会

演題「人権学習は誰のため？」

1 年人権HRA 学習指導案

1 実施日時

令和2年2月5日(水) 7限

2 指導(担当)

1 学年担任および副担任

3 対 象

1 学年全クラス

4 テーマ

部落問題について

5 指導の立場

生徒たちが部落問題を自らの問題と捉え、差別をなくすための意識を持つことを目指す。

6 目 標

- (1) 部落差別が今もあることを理解した上で、その解消に向けた行動に移すため生徒の人権意識の涵養を図る。
- (2) 部落差別に関するアンケートを実施し意識の変容を確認する。

7. 教材

パワーポイントデータ ワークシート

8. 学習指導案

	生徒 (活動内容)	教師 (指導内容)	時 間	指導内容および留意点	シート No.
導 入	講演会の振り返り	講演会の振り返りと本時の目的説明	5	- 講演会の振り返りシートを返却して、講演会について思い出させる。 - 講演会に対する生徒の感想から、教員が気になった点を生徒に還元し、その点について考える時間にするとともに、教員の思いを伝える。	2 3
展 開 ①	■さんの講演を踏まえ、自分に置き換えた内容について、グループワークで話し合う。 記録シート記入	場面設定の説明 記録シート配付	3 10 8	・4～5人班になり、司会と記録係を決める。 ・行動できるか不安、何をしたいかわからないという生徒の回答に対し、行動に移せるようになるためにはどうすればよいか、場面設定をしながら考えを深めていく。 【場面設定】身近な経験 1 間違っただけを注意したいができなかった身近な経験について。注意できた場合はなぜできたのかについて。(話し合い7分+発表3分) 2 ■さんの講演を聞いて、身近な出来事の中で重なることについて。(話し合い5分+発表3分) ○行動に移す難しさから考えはじめ、身近な例から<u>差別をなくす側として意識することは何か(みんなで立ち向かうにはみんなが学んでいく必要があるなど)</u>について考えさせる。	4 5 6

展 開 ②	自分の事として とらえられるよ うになるため に、どうしたら よいか、グルー プで話し合う。 記録シート 記入	記録シート	14	・いろいろな経験と■■■■さんの講演との重なりについて考えてきた中で、様々な立場の人の気持ちがかかるためには何が必要か、について話し合う。 (話し合い10分＋発表4分)	7
				・みんなで立ち向かうために、みんなで学んでいくことが大切である点に触れる。	8
ま と め	部落問題につい て2年次に学び 続ける大切さを 伝えるときも に、アンケート に回答する	アンケートを実 施する	3	・部落差別が社会課題となり、法律ができた理由について考えてほしいという思いを伝えるときにも、今後の学びの大切さを伝える。 ・部落問題解消のため引き続き学校全体で積極的に取り組んでいき、2年次で部落差別の歴史について学習することを伝える。	9
			7	・人権 HRA2 回と講演会を踏まえて、各自の意識の変容の見るためにアンケートを実施する	10

2年人権HRA 学習指導案

1. 実施日時

令和2年2月5日(水) 6、7限

2. 指導(担当)

2年各クラス担任

3. 対 象

1学年 全クラス

4. テーマ

「部落差別の歴史 ～近世から現代まで～」

5. 指導の立場

2年次の人権教育目標は「部落問題に関する理解を深め、自分自身の課題として取り組む姿勢を育成する」である。3年間を見通した人権教育の中で部落史を扱う本時は、特に重要な時間である。2学期に引き続き、部落差別が歴史的・社会的にどのように広がってきたのかを学び、人々の意識が生んだ差別であることを正しく知る必要がある。賤称語についても触れるため、極めて慎重な対応が求められる。

人権に対する正しい知識と判断力を身に付けることで、今後出会うかもしれない部落差別に立ち向かい、差別をなくすための行動を自ら進んでとることができるような授業を目指したい。

6. 目標

(1) 現在もなお社会に部落差別が存在していることを確認する。

(2) 全国水平社の創立と法令を通して、部落差別をなくすための歴史や社会運動について理解する。

(3) 差別を自分自身の問題や社会課題として受け止めることができるようにし、「してはいけない」から「進んでなくす」という意識への変換を図る。

7. 教材

ワークシート DVD パワーポイント

8. その他

事前学習として、HRAの中で視聴するDVDのナレーション(抜粋)資料①を、朝学習の時間に読ませておく。

9. 学習指導案

6限

	生徒 (活動内容)	教師 (指導内容)	時間	指導内容および留意点	シート
導入	これまでの学習を振り返り、本時の内容を聞く。	これまでの学習の振り返りをし、本時の内容を説明する。	5	人権 HRA や講演会で学んできたことを踏まえ、解放令以降現在でも、部落差別が存在していることを押さえる。 日本の人権運動の原点と言われる「水平社宣言」と部落差別解消推進法等の法令を題材として、近代から現代の部落差別解消に向けた社会の動きを学ぶことを伝える。 朝読書時に読んだ、資料①を手元においておく。	1 2
展開 ①	DVDを視聴する。	ワークシートと資料②を配付する。 DVDを視聴させる。		穴埋め等ワークシートに記入しながら、DVDを視聴することを伝える。資料②(水平社宣言要約文) DVD「その時、歴史は動いた。人間は尊敬すべきものだ～水平社宣言～(NHK2008年放送)」を視聴し、水平社が創立された時代背景をつかむとともに、差別されてきた人たちが立ち上がった願い	3

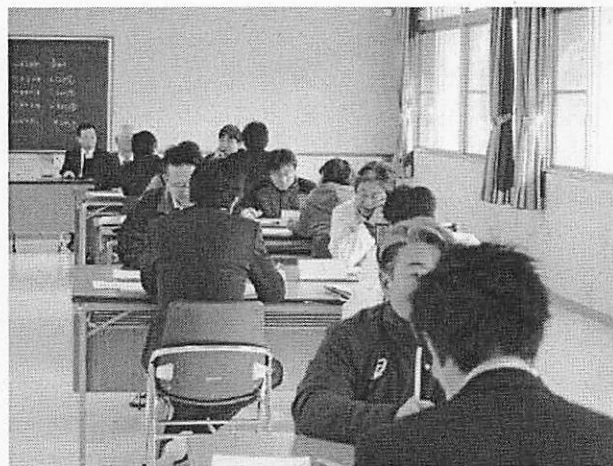
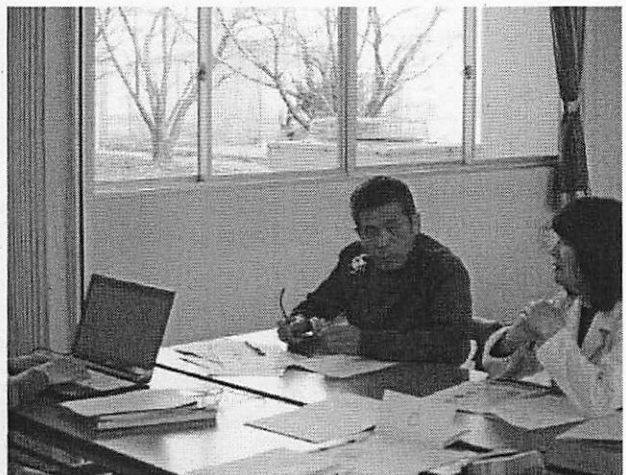
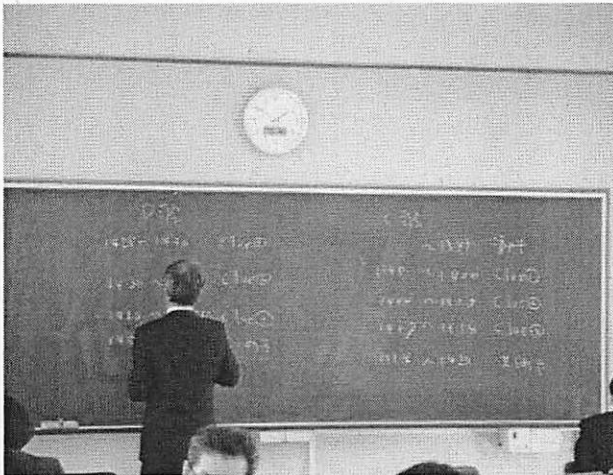
				や思いに共感し、差別をなくすための考えを深める。[DVD 0分～35分45秒] 「水平社宣言」の起草者である西光万吉の心情や言動を読み取る中で、部落問題を他人ごとではなく自分のこととして受け止めるよう、考えさせる。	
	ワークシートに記入する。 説明を聞く。	ワークシートに記入させる。 次時の説明をする。	36	次の時間の前半は、自分の考えをグループで共有すること、後半は法令等について確認することを伝える。	
			9		

7 限

	生徒 (活動内容)	教師 (指導内容)	時間	指導内容および留意点	シート
	グループで記入した内容を共有する。 指名グループは発表する。	グループで意見交換をさせる。 グループに発表させる。	25	自分の考えや感想を順番に意見交換する。 自分とは異なる視点での意見を聞き、多様な見方や考え方に触れる。	4
展開②	資料③を読む。	資料③を配布する。		1965年同和対策審議会答申から2016年「部落差別の解消の推進に関する法律」が出されるまでの社会の動きを知る。	5
	ワークシートに記入する。	ワークシートに記入させる。	8	資料③（「部落差別の解消の推進に関する法律」全文）を読み、その意義と課題について確認する。	6
	DVDを視聴する。	DVDを視聴させる。	7分	6限のDVDの続きを視聴し、差別はされる側だけでなく、する側も傷つけることを再認識させる。 [DVD 35分45秒～42分15秒（最後）]	7
まとめ	ワークシートに本時の振り返りを記入する。	ワークシートに本時の振り返りを記入させる。	10分	部落差別について ① 現在もなお存在していること ② 他人ごとではなく自分のこととして受けとめること ③ 法令等に関する正しい知識をもち、行動すること を押さえる。	8

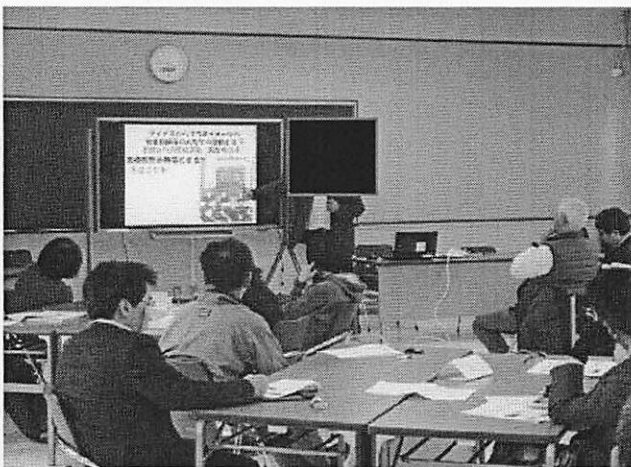
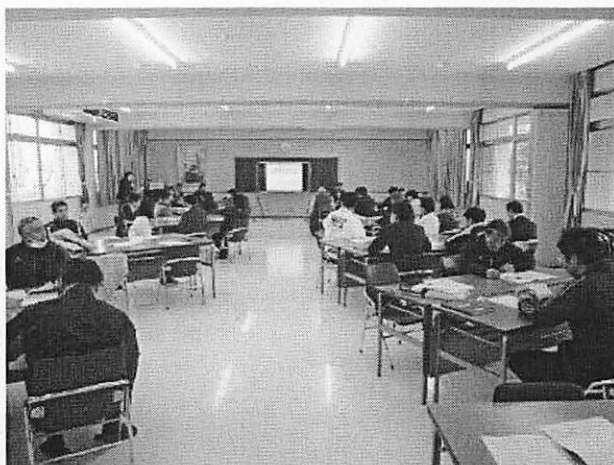
第1回校内教職員研修

2019年12月24日

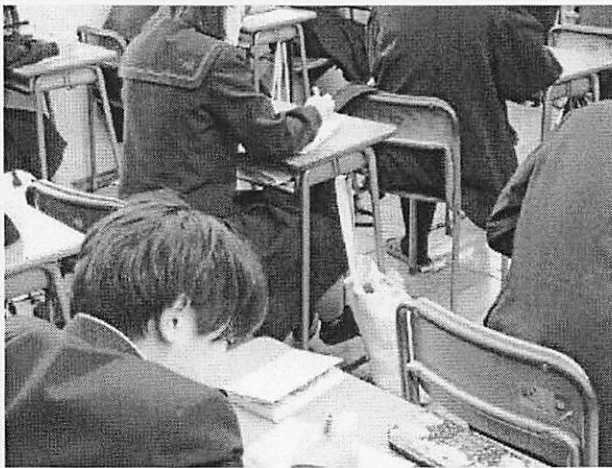
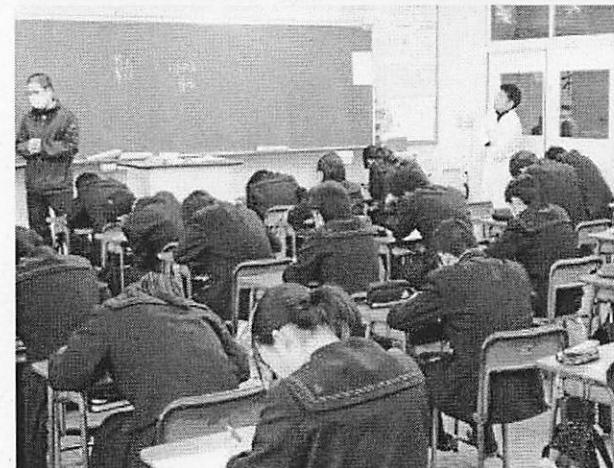
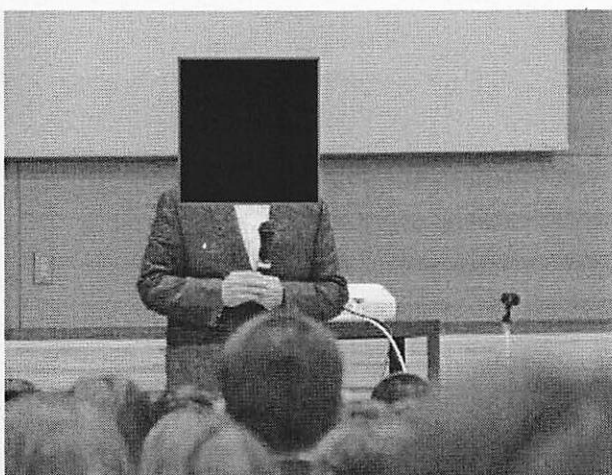
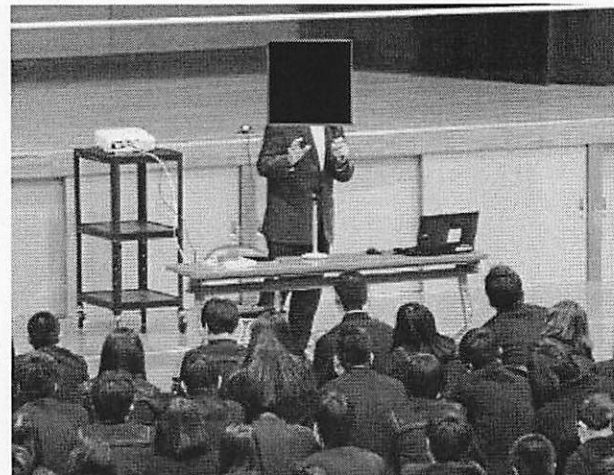
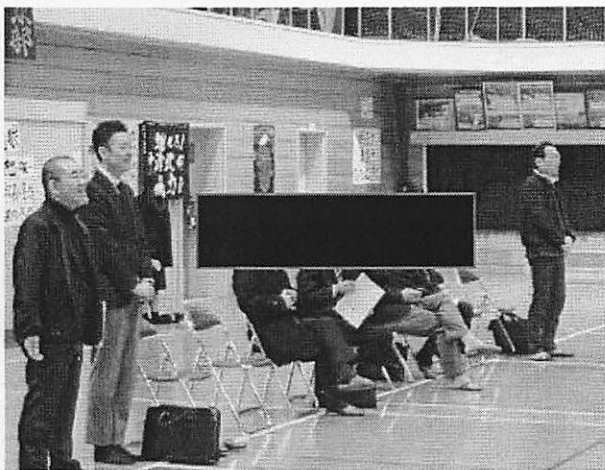
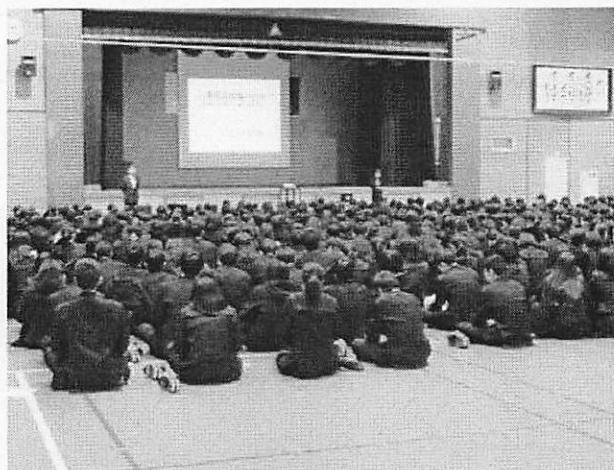
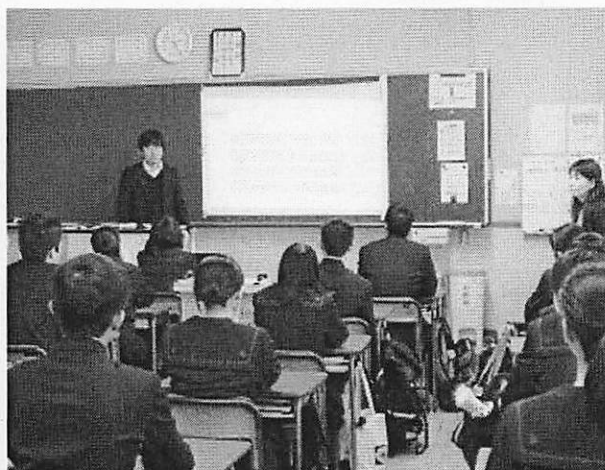
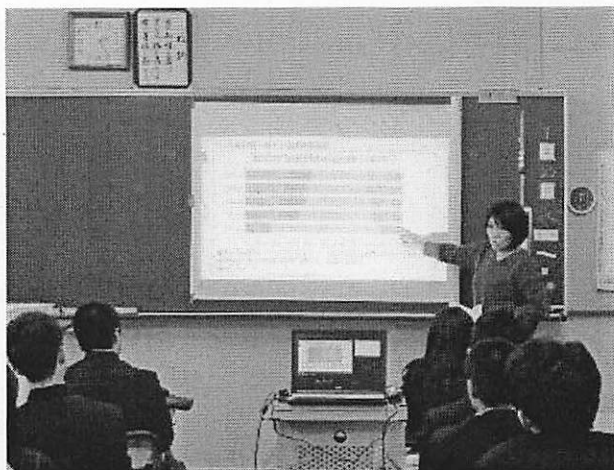


第2回校内教職員研修

2020年1月16日

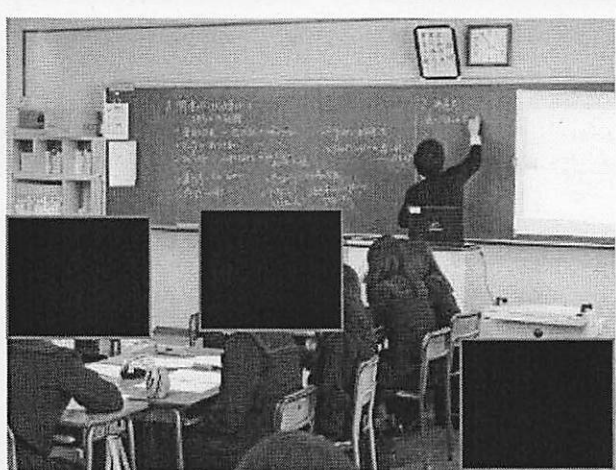
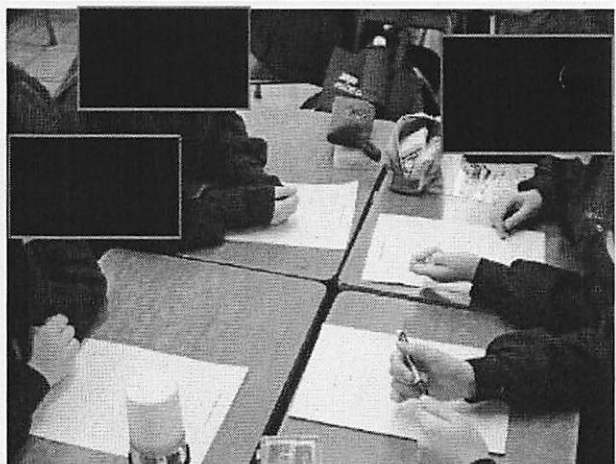
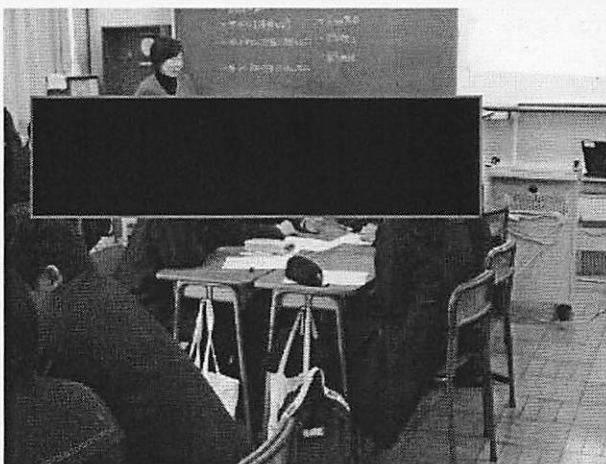
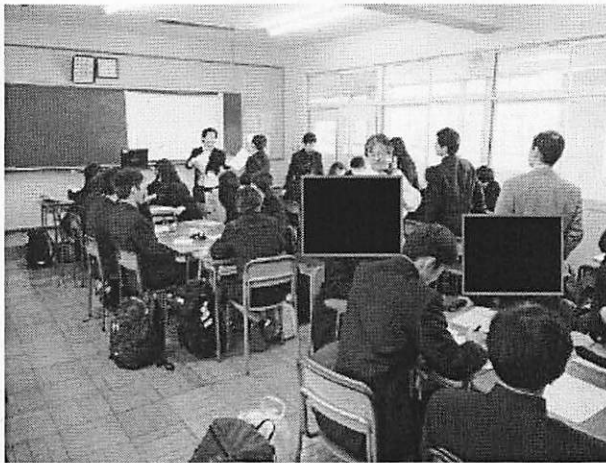


2020年1月22日



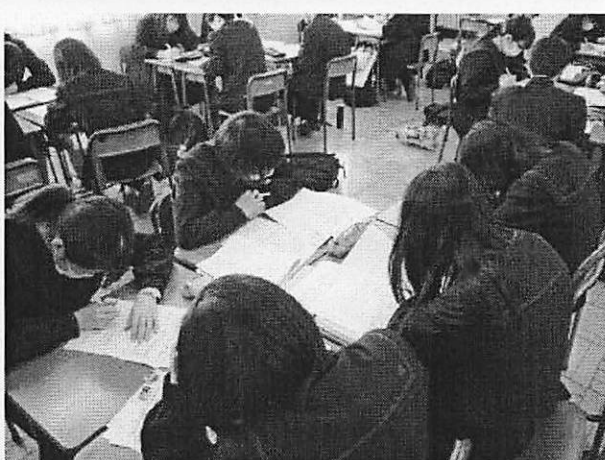
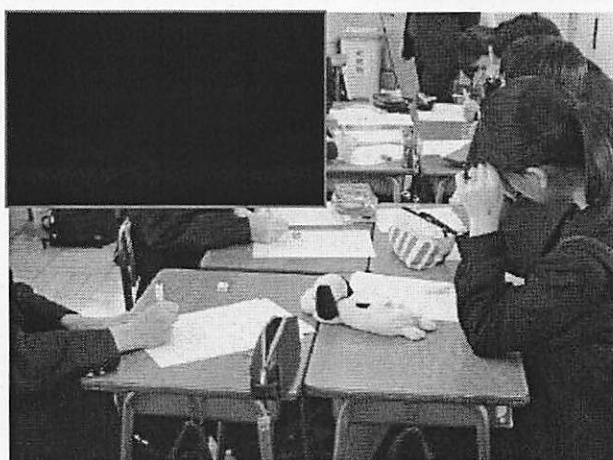
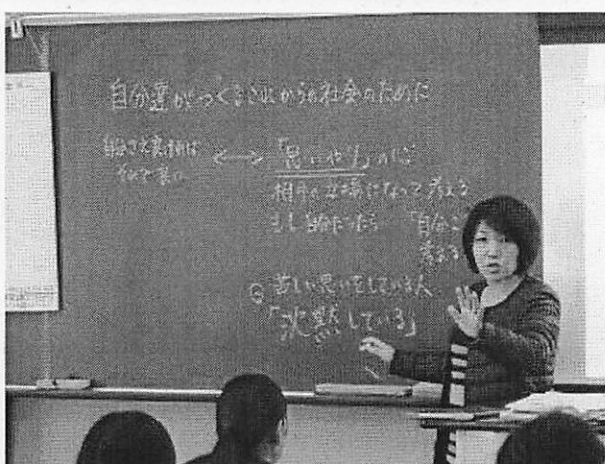
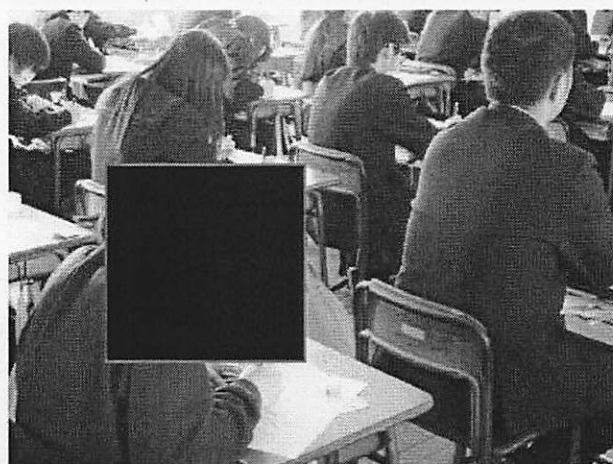
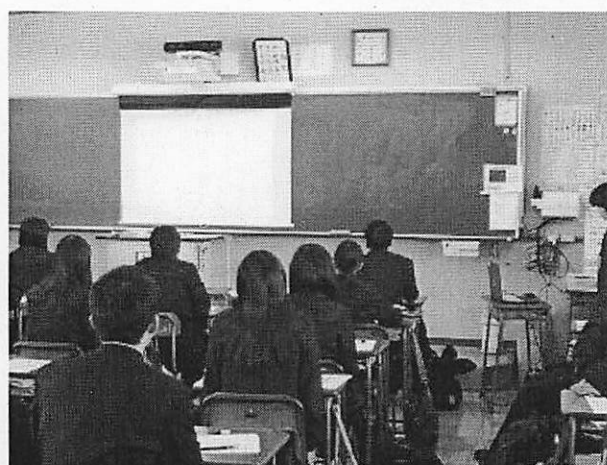
1年ホームルーム活動

2020年2月5日



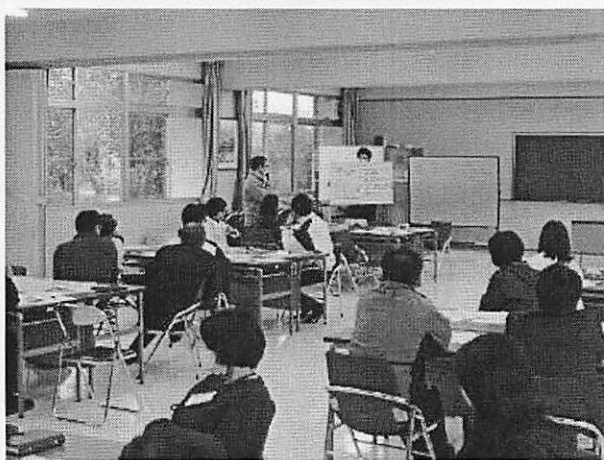
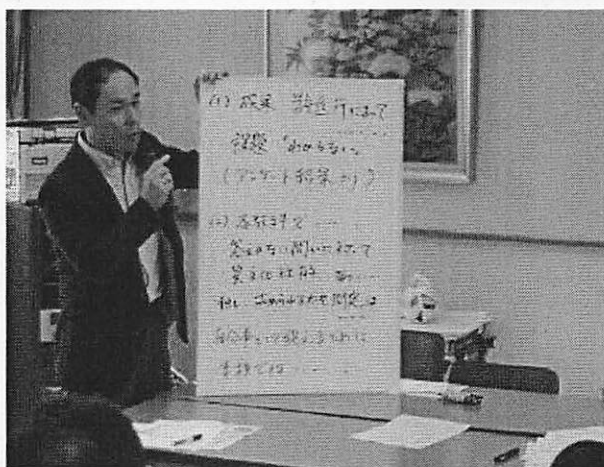
2年ホームルーム活動

2020年2月5日



第3回校内教職員研修

2020年2月7日



平成31年度人権教育全体計画

I. 大分県教育委員会「人権教育に関する重点事項」

「人権の『授業づくり』のすすめかた」を活用した、小・中・高の系統的な人権教育の推進

II. 学校教育目標

知性を磨き、人格を高め、身体を鍛え、確かな「生きる力」を身につけた、心身ともに健全な人財を育成する

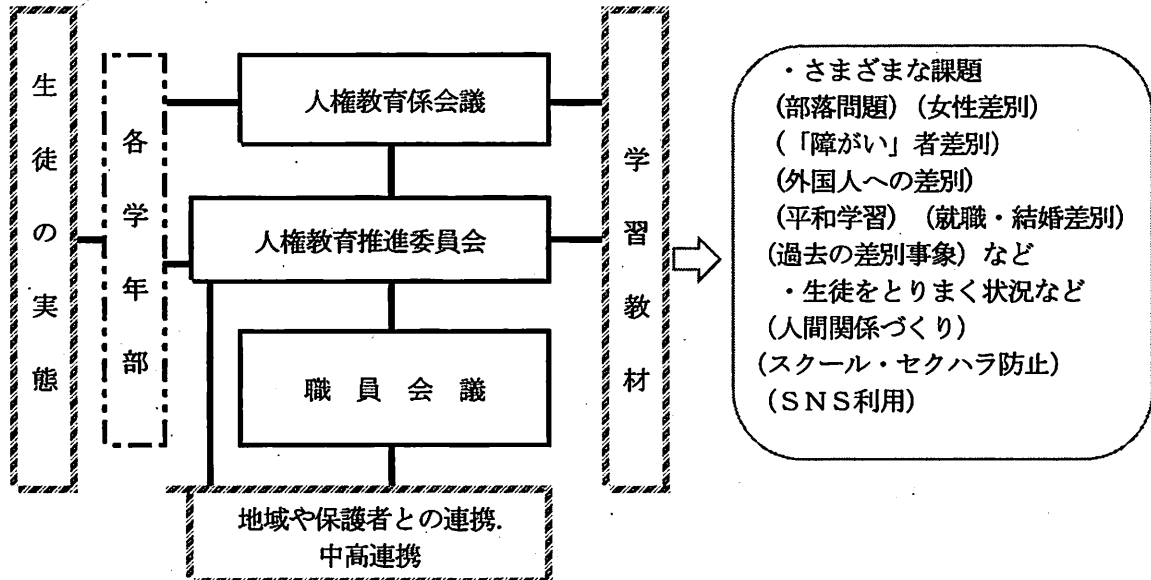
III. 人権教育の重点目標

保護者や地域と連携した学校づくりを促進する

IV. 各学年人権教育目標

1年生	身近な場面を題材とし、他者理解を深め、基本的人権を尊重する態度を養う
2年生	部落問題に関する理解を深め、自分自身の課題として取り組む姿勢を育成する
3年生	自分の人権を守り他者の人権を守るための実践力を育成する

V. 人権教育の推進体制



VI. 人権教育推進計画

1. 人権教育の充実のために

(ア) 系統的な学習体制の確立と自主的な活動

- ・生徒会活動を中心とした、生徒の自主的な活動を促進
- ・計画的な人権学習（人権平和学習を含む）の実施（1年...8時間、2年...7時間、3年...6時間）
- ・各学年単位で公開授業を行い、事後の授業研究会を通して課題を検証
- ・人権講演会の実施
- ・人権意識を育むために、「人権標語」「人権作文」の実施

(イ) 生徒の実態に即した人権 HRA

- ・高校1年生の部落差別に関する調査の結果を確認し、丁寧な導入を実施
- ・1年生は仲間作りとコミュニケーション、2年生は部落差別に関する問題、3年生は就職差別および結婚差別に関する学習を実施

(ウ) 教科指導における人権教育の視点

- ・人権教育の視点に立った教材選択と指導案作成
- ・生徒の実態をふまえた、一人ひとりを大切にする授業展開
- ・成績不振者に対するきめ細かい指導
- ・授業で配慮したいポイント等、[第三次とりまとめ]を教育活動に活用

(エ) 職員研修における内容の充実

- ・年間行事計画の中に校内研修の機会を設定
- ・人権教育の今日的課題や人権が尊重される環境整備の視点を研修

(オ) 人権教育関係資料および書籍の整備と活用

- ・人権に関する図書の充実（図書館との連携）
- ・読書感想文の課題図書の中に人権・平和問題に関する図書を設定

(カ) 保護者の啓発

- ・PTA総会資料に本校の「人権教育全体計画」を掲載し、保護者の理解を得る
- ・「言わない・書かない」の取り組みについての理解を得る
- ・研究会や講演会への積極的な参加を要請し、人権意識の高揚を図る
- ・家庭訪問等を実施する中で、保護者との信頼関係の構築に努める

(キ) 地域との連携

- ・人権・同和教育の推進にあたっては、保護者・運動体等との連携をとる

(ク) 生徒の学習権を保障する施設整備の充実

- ・事務室を中心とした学習環境の整備
- ・使いやすい机や椅子の提供や教室内の視野の確保のための配慮

2. 人権教育の視点からの生徒指導のために

- ・家庭訪問や個人面談などを活用し、課題を抱える生徒の発見に努め、支え合う体制を確立
- ・保健・教育相談部との連携や、出身中学校との連携
- ・地区出身生徒、外国籍を持つ生徒、障がいを持つ生徒などについて、学年・担任等と連携した積極的な対応
- ・長欠生徒や問題を抱えている生徒について、学年・担任等と連携して悩みや問題の解決支援

3. 人権教育の視点からの進路保障のために

(ア) 学力・進路保障の取り組み

- ・基礎学力の定着
- ・本人の志望に沿った、能力と適性を重視した個人別の進路指導
- ・各種奨学金制度を活用した進路保障

(イ) 就職差別の排除

- ・「言わない・書かない」の取り組みについて学習し、差別性を見抜く目を養う
- ・進路指導部と連携して、就職試験、推薦入試の受験報告書の内容を検証
- ・事象の内容によっては、中津地区高等学校人権・同和教育研究会、ハローワーク、行政機関等と連携しながら問題解決に向けた取り組みを展開

Ⅶ. 具体的取組

1. 各学年人権HRA (ホームルーム活動) テーマ一覧 (公開人権 HRA 含む)

	1年部	2年部	3年部
4月	【人権HRA (4/11)】 友とのコミュニケーション 【人権講話 (4/17)】 スクールセクハラ相談窓口告知/ 高校1年生部落差別に関する調査		
7月		【人権HRA (7/17)】 迷信と差別	【校内公開人権HRA (7/10)】 言わない書かない取組
	人権平和講演会 (7/18) 被爆体験伝承者講話		
8月	夏休み課題：人権標語		
9月		【校外公開人権HRA (9/25)】 部落差別の歴史 1 (平安時代～解放令) ・中津北全教職員 ・校外参加者21名 (中津市教育委員会、中津教育 事務所、中津市役所人権・同和 対策課、中津市内小学校、中学 校、高等学校の教員)	
10月	【校外公開人権HRA (10/30)】 SNSへの対応について ・中津北全教職員 ・校外参加者21名 (中津市教育委員会、中津市役 所人権・同和対策課、中津市内 中学校、高等学校の教員)		
11月	人権講演会 (11/13) 講師： さん テーマ：「寝た子はネットで起こされる？」 ネット社会と部落差別の現実		
12月	冬休み課題： 人権作文		【人権HRA (12/11)】 結婚差別/人権学習まとめ
1月	人権講演会 (1/22) 講師： さん テーマ：「人権学習は誰のため？」		
	【人権HRA (1/22)】 人権講演会の事前・事後学習	【人権HRA (1/22)】 人権講演会の事前・事後学習	【人権HRA (1/22)】 人権講演会の事前・事後学習
2月	【人権HRA (2/5)】 人権講演会を振り返って	【人権HRA (2/5)】 部落差別の歴史 2 (水平社宣言～現代)	(1/31から自宅学習開始)

2. 職員研修実績(3カ年)

2017年度

実施日	テーマ	内 容
7/21(金)	人権平和学習 (全生徒教職員対象)	講師 〇〇〇〇さん: フィリピンでの戦争体験について
9/26(火)	部落差別解消法に 学ぶ	講師 藤本篤司指導主事: 社会課題としての部落差別問題と法的対応についての研修
10/25(水)	公開人権HRA	人権HRAの振り返りとして学年ごとに内容の分析および協議 1年「ネットトラブルについて」 2年「部落差別の歴史」

2018年度

実施日	テーマ	内 容
7/11(水)	校内公開 3年人権HRA	就職差別に関する人権HRAを参観
7/20(金)	人権平和学習 (全生徒教職員対象)	講師 〇〇〇〇さん: アフガニスタン紛争体験から平和について考える
9/14(金)	出会いの中で学んだこと	講師 〇〇〇〇さん: 部落差別に直面した人たちを支える立場としての体験談
9/19(水)	校外公開 2年人権HRA	「部落差別の歴史」の授業を参観し、振り返りの研修実施
10/24(水)	校外公開 1年人権HRA	「SNSへの対応について」の授業を参観し、振り返り研修実施
11/2(金)	人権講演会 (全生徒教職員対象)	講師 〇〇〇〇さん: LGBT当事者としての課題やこれからの社会に求めること

2019年度

実施日	テーマ	内 容
7/2(火)	中津北高過去の事象に学ぶ	中津北高でのこれまでの差別事象を全職員で振り返るとともに、今後の部落問題学習への課題や取組についての協議
7/10(水)	校内公開 3年人権HRA	就職差別に関する人権HRAを参観
7/18(木)	人権平和学習 (全生徒教職員対象)	講師 〇〇〇〇さん: 被爆体験伝承者として広島の実情について語るとともに平和についての再認識
9/25(水)	校外公開 2年人権HRA	「部落差別の歴史」の授業を参観し、振り返りの研修実施
10/30(水)	校外公開 1年人権HRA	「SNSへの対応について」の授業を参観し、振り返り研修実施
11/13(水)	人権講演会 (全生徒教職員対象)	講師 〇〇〇〇さん: 自分自身の経験を交えた、ネット社会における部落差別問題について
12/24(火)	差別事象に係る研修 1	差別事象に関しての考察と今後の研修について共通理解を図る
R2.1/16(木)	差別事象に係る研修 2	〇〇〇〇さん講義: 人権学習は誰のため?
R2.1/22(水)	人権講演会 (全生徒教職員対象)	講師 〇〇〇〇さん: 自分の結婚差別経験から部落差別の現実と当事者意識を伴う課題解決についての認識共有
R2.2/7(金)	差別事象に係る研修 3	これまでの研修と人権講演会から学んだこと、課題、今後の展望についての協議
R2.2/14(金)	差別事象に係る研修 4	研修会総括

3. 過去の事象に関する研修職員研修

(1)実施日 2019年7月2日(火)

(2)出席人数 31名

(3)内 容

平成2年に起きた差別事象について、本校に勤務する教職員には正しい理解が必要なため、その内容について資料を通した説明を行い、そこからポイントを以下の2点に絞り、班別でグループ討議を行った。

①討議ポイント

- ・このような事象が起こった理由・背景について
- ・記載した生徒への聞き取りから考えられる生徒の意識について

②討議内容

- ・このような事象が起こった理由・背景について
- ・人権教育が形骸化していた。日頃の生活で、生徒間の関係、生徒・教員間の関係で互いお尊重し、相手を思

いややる心を持った関係作りができていなかった。

- ・人を小ばかにすることで成り立つ人間関係（お笑い芸人のやり取りの真似）。
- ・部落差別の問題が身近なものとしてとらえられていない。
- ・パンフレット作成に係るチェック体制の不備 等々・・・

③記載した生徒への聞き取りから考えられる生徒の意識について

- ・相手の気持ちを深く考えることができない。
- ・「わかりません」という発言に、他者を思いやる心の欠如を感じる。
- ・同和問題に対する意識の低さ。
- ・中途半端な知識を面白半分に使っている。 等々・・・

この研修を今後の本校の人権教育の在り方についての、人権同和教育部としての検討材料としている。

4. 講演会実績(3カ年)

2017 年度

実施日	テーマ	講 師	内 容
9/26 (火) (教職員対象)	部落差別解消法 より学ぶ	藤本篤司指導主事	・同和問題とはどのようなものか ・現在も起きている差別事象について ・法律について ・授業の作りについて (ネットの現状をもとに生徒にどんな力をつけたいかを協議)

*2017 年度は、全校生徒対象の人権講演会実施なし

2018 年度

実施日	テーマ	講 師	内 容
11/2 (金)	セクシャリティー について考える	■ さん	・LGBT 当事者としての困りや問題 ・社会課題としての取り組み

2019 年度

実施日	テーマ	講 師	内 容
11/13 (水)	寝た子はネットで 起こされる？	■ さん	・部落差別問題の現実 ・ネット社会における差別事象 ・社会課題としての取り組み ・自分の差別体験から感じたこと

5. 1人1研修実績(3カ年)

2017 年度 参加教職員数 28 名

実施日	研修名 (会場・開催地)
8/18(金)	中津高人同研 夏季研究大会 (中津南高等学校)
8/23(水)～24(木)	第 44 回九州地区人権・同和教育夏期講座 (佐賀市)
10/27(金)～28(土)	第 40 回県人教研究大会 (ヒューライツフォーラム 2016) (宇佐市)
11/15(水)	中津市人権講演会 (中津市文化会館)
12/2(土)～3(日)	第 69 回全国人権・同和教育研究大会 (松江市)
1/11(木)～12(金)	第 32 回啓発研究集会 (神戸市)

2018 年度 参加教職員数 28 名

実施日	研修名 (会場・開催地)
8/8(水)	中津高人同研 夏季研究大会 (中津東高等学校)
8/20(月)～21(火)	第 45 回九州地区人権・同和教育夏期講座 (別府市)
10/20(土)	第 41 回県人教研究大会 (ヒューライツフォーラム 2018) (日田市)
11/15(木)	中津市人権講演会 (中津市文化会館)
11/17(土)～18(日)	第 70 回全国人権・同和教育研究大会 (大津市)
8/9(木)、2/14(木)	県人教主催のオープン講座

2019 年度 参加教職員数 31 名

実施日	研修名 (会場・開催地)
5/14(火)～15(水)	人権社会確立第 39 回全九州研究集会 (別府市)
6/26(水)～27(木)	西日本夏期講座 (高松市)
7/20(土)	全人教課題別研究会 (中津市)
8/5(月)	中津高人同研夏季研究大会 (中津北高等学校)
10/18(金)～19(土)	第 42 回県人教研究大会 (ヒューライツフォーラム 2019) (臼杵市)
11/15(金)	中津市人権講演会 (中津市文化会館)
11/30(土)～12/1(日)	第 71 回全国人権・同和教育研究大会 (津市)
5/23(木), 7/23(火) 8/7(水), 2/13(木)	県人教主催のオープン講座

6. 2019 年度 P T A 総会資料

- 1 スクールセクハラ相談窓口案内
- 2 大分県人権教育研究協議会 賛助会員の募集について

平成 31 年 5 月 11 日

保護者各位

大分県立中津北高等学校
校 長 秋 好 寿 紀

スクールセクハラの防止に向けた取り組みについて (ご案内)

平素から本校の教育に対し、深いご理解とご支援をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、本校では人権教育部が中心となり、全校生徒・教職員ともに相互の人権を尊重し、豊かに共生できる学校環境づくりのためにさまざまな実践を行っております。

その一つとして、スクールセクハラ相談窓口を設置し、保健・教育相談部と連携を取りながら生徒の悩みや相談に迅速に対応できる体制を整えています。

つきましては、保護者の皆様方にも本校の取り組みにご理解いただき、気になることなどありましたら、担当者までご連絡をお願いします。

大分県立中津北高等学校
スクールセクハラ相談窓口担当
人権教育主任 後田 靖代
TEL 0979-22-0244
FAX 0979-22-9919

大県人教第45号
2019年4月11日

大分県PTA連合会会長 様
各市町村PTA連合会会長 様
各学校PTA会長 様

公益社団法人大分県人権教育研究協議会
会 長 鎌 手 勝 公

(印影印刷)

公益社団法人大分県人権教育研究協議会賛助会員の募集について（お願い）

貴職におかれましては、平素より公益社団法人大分県人権教育研究協議会の諸事業にご理解、ご協力くださり、心より感謝申し上げます。

さて、本年度も賛助会員を募集しています。大分県内の学校教職員や行政職員の方々は正会員として人権教育の一翼を担っていただいておりますが、各校区の保護者、一般市民の方々にも是非ご入会していただきたく、賛助会員募集のご案内を添付し、お願い申し上げます。

ご一読いただき、趣旨ご賛同の上、是非多くの方々にご入会していただけますよう、お取り計らい願えれば幸いです。ご支援の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 賛助会費

年間費 1,200円

2. 申込み方法

各学校に人権教育担当者がいますので、学校（担当者）を通してお申し込みください。
その後は、学校担当者が研究会ごとにまとめて、県人教へ連絡してください。

3. 添付資料

- ・公益社団法人大分県人権教育研究協議会賛助会員募集の趣意書
- ・「みなさまの力を県人教に！！」募集案内
- ・賛助会員申し込み用紙兼賛助会員名簿

7. 学習会活動のまとめ

2019年度は鶴居文化センターにて高瀬地区の高校生学習会を実施（高校生1名の参加）。現在31回開催。古森地区は参加生徒がいないため休止中。

開催日時

第1回	5月9日（木）	第11回	7月16日（月）	第21回	11月11日（月）
第2回	5月13日（月）	第12回	9月2日（月）	第22回	11月18日（月）
第3回	5月20日（木）	第13回	9月9日（月）	第23回	11月25日（月）
第4回	5月30日（木）	第14回	9月17日（火）	第24回	11月27日（火）
第5回	6月4日（火）	第15回	9月24日（火）	第25回	12月2日（月）
第6回	6月13日（木）	第16回	9月30日（月）	第26回	12月9日（月）
第7回	6月17日（月）	第17回	10月7日（月）	第27回	12月17日（月）
第8回	6月24日（月）	第18回	10月21日（月）	第28回	1月7日（火）
第9回	7月1日（月）	第19回	10月28日（月）	第29回	1月8日（水）
第10回	7月8日（月）	第20回	11月5日（火）	第30回	1月23日（木）
				第31回	1月27日（月）

*本人の希望により、基本的には補充学習を中心に実施

8. 地区での懇親会

(1) 地区懇親会

中津地区高等学校人権・同和教育研究会では、20年前から地区の方たちとの懇親会を毎年実施している。当会では、地区の方々とのつながりを深め、当事者の声に耳を傾けることで、学校の部落問題学習に反映するとともに、部落差別問題の解消に取り組んでいくことを目的としている。参加者が本音で語り合える大変意義のある会として今後も参加者の幅を広げながら継続していきたい。

(2) 概要

日時・場所 9月20日（金）19時～21時 葉月

参加者 部落解放同盟中津支部3名、中津地区高等学校人権・同和教育研究会：20名
（内訳：各校管理職、人権同和教育推進リーダー、人権担当者）

次 第： 1 開宴の言葉

2 中津地区高同人研会長挨拶

3 部落解放同盟中津支部長挨拶

4 乾杯

5 自己紹介

6 終わりの言葉

9. 対話会まとめ

(1) 対話会

教職員研修の一つとして位置づけられた会で、毎年の中津地区高等学校・高等部において、持ち回りで開催している。全教職員が「差別の現実から深く学ぶ」という原点に立ち戻り、部落解放同盟中津支部の方々との交流を通して、人権意識のさらなる向上を図り、人権教育を推進するとともに、部落差別問題の解決に向けて協力関係を構築している。

(2) 今年度の実績

日時・場所 11月29日（金）15：30～16：30 中津東高等学校 大会議室

参加者 部落解放同盟中津支部3名、コーディネーター1名 中津東および他校の教職員

協議内容 部落差別の現実 学校における部落問題の取組方法 教職員の人権意識の向上

(3) 2012年度～2021年度（予定）対話会実施校

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
東九州龍谷	中津支援	中津東	中津南	中津北
中津南耶馬溪校	中津東定時制			
2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
東九州龍谷	中津支援	中津東	中津南(予定)	中津北(予定)
中津南耶馬溪校	中津東定時制			

※東九州龍谷高校、中津支援学校、中津南耶馬溪校、中津東定時制は、小規模校のため1年間に2校実施

中津北高校 人権・同和教育関係書籍一覧

	書名	出版社名/著者名		書名	出版社名/著者名
1	差別と迷宮 被差別部落の歴史 社会の科学入門シリーズ	仮説社/住本健次 板倉聖宣	36	知っていますか？アイヌ民族一問一答	解放出版社上村/英明
2	近世部落の史的研究 上巻	解放出版社	37	被差別部落一千年史 岩波文庫	岩波書店/高橋貞樹
3	近世部落の史的研究 下巻	解放出版社	38	石川兄ちゃんとりもどそう！ 部落解放子ども会はたたかう 狭山差別裁判 41号	狭山中央闘争委員会
4	差別が奪った青春 実録・狭山事件 俺は普枝ちゃんを殺していない！	解放出版社	39	とことん！部落問題	講談社/角岡伸彦
5	知っていますか？高齢化社会と人権一問一答	解放出版社	40	被差別部落の青春	講談社/角岡伸彦
6	知っていますか？女性差別一問一答	解放出版社	41	被差別民とその部落の起こりと歴史 被差別部落法制史と人権	国書刊行会/山中順雅
7	知っていますか？ハンセン病と人権一問一答	解放出版社	42	暮らしの中で迷宮と差別を考える	差別闘争・法政名を問う考える会
8	知っていますか？部落問題一問一答	解放出版社	43	風の旅人	三重県人権問題研究所
9	部落解放運動基礎資料集 第1巻	解放出版社	44	同和教育への提言 第47回全国同和教育研究大会特別部会	全国同和教育研究協議会
10	西光万吉集	解放出版社/「西光万吉集」	45	被差別部落の世間ばなし 武州児玉の聞き書	筑摩書房/小林初枝
11	部落史をどう教えるか	解放出版社/稲垣有一	46	差別・その根源を問う 上 朝日選書 250	朝日新聞社/野間宏 安岡章太郎
12	部落史をどう教えるか	解放出版社/稲垣有一	47	差別・その根源を問う 下 朝日選書 251	朝日新聞社/野間宏 安岡章太郎
13	みんなの命輝くために	解放出版社/黒田ジャーナル	48	部落史用語辞典	柏書房/小林茂
14	ここが大切！人権啓発	解放出版社/山中多美男	49	部落史の再発見 続	部落解放・人権研究所
15	新修部落問題事典	解放出版社/秋定嘉和	50	いのち 愛 人権 部落差別は、いま 2	部落解放基本法制定 要求国民運動中央実行委
16	部落「解放令」の研究	解放出版社/小林茂	51	これからの解放教育 学力保障とカリキュラム創造	部落解放研究所
17	あした元気になる あれ 部落に生まれてよかった	解放出版社/松村智広	52	就職差別NO！	部落解放研究所
18	放送禁止歌	解放出版社/森達也	53	史料集明治初期被差別部落	部落解放研究所
19	山の粥 部落の伝承十話	解放出版社/川元祥一	54	新聞でみる部落問題 1995年版	部落解放研究所
20	差別語を考えるガイドブック	解放出版社/曹洞宗宗務庁	55	図説今日の部落差別 各地の実態調査結果より	部落解放研究所
21	ネットと差別煽動 フェイク/ヘイト/部落差別	解放出版社/谷口真由美 萩上チキ津田大介川口泰	56	図説今日の部落差別 各地の実態調査結果より	部落解放研究所
22	江戸社会と弾左衛門	解放出版社/中尾健次	57	にんげん賛歌 私の人権教育 人権ブックレット 35	部落解放研究所
23	知っていますか？子どもの虐待一問一答	解放出版社/田上時子	58	部落解放運動基礎資料集 差別糾弾・行政闘争 第4巻	部落解放研究所
24	メッセージ・ソング 「イマジン」から「君が代」まで	解放出版社/藤田正	59	部落史の再発見	部落解放研究所
25	部落史・部落問題学習のすすめかた	解放出版社/藤里晃	60	部落問題事典	部落解放研究所
26	人権の授業をつくる	解放出版社/奈良県同和教育研究会	61	明治初期被差別部落	部落解放研究所
27	勇気がでてくる人権学習 傍観から行動	解放出版社/白井俊一	62	国際人権 知る・調べる・考える	部落解放研究所/山崎公士
28	勇気がでてくる人権学習 2	解放出版社/白井俊一	63	部落の歴史 差別の歴史から学ぶ 人権ブックレット 1	部落解放研究所/小林茂
29	反差別と教育労働 部落解放新書 6	解放出版社/八木晃介	64	婦人のちからで解放を	部落解放同盟
30	無実の獄 25年狭山事件写真集	解放出版社 部落解放同盟中央本部中央狭山闘争本部	65	解放の道ひとすじ 上杉佐一郎の生涯	部落解放同盟九州地方協議会
31	環境レイシズム アメリカ「がん回廊」に行く	解放出版社 本田雅和 風砂子 デアン ジェリス	66	部落解放運動基礎資料集 第2巻	部落解放同盟中央本部
32	子どもが絵本と出あうとき	解放出版社/林田哲治	67	部落解放運動基礎資料集 第3巻	部落解放同盟中央本部
33	子どもが絵本と出あうとき 2	解放出版社/林田哲治	68	部落 第1巻	部落問題研究所
34	若き教師たちへ 「同和」教育運動で学んだこと	解放出版社/林力	69	部落 第2巻	部落問題研究所
35	国際人権規約と人間解放 部落解放新書 4	解放出版社/和島岩吉	70	部落 第3巻	部落問題研究所

大分県人権教育研究協議会推薦の啓発図書一覧

	書名	出版社名/著者名
71	部落 第4巻	部落問題研究所
72	部落 第5巻	部落問題研究所
73	部落 第6巻	部落問題研究所
74	部落 第7巻	部落問題研究所
75	部落 第8巻	部落問題研究所
76	部落 第9巻	部落問題研究所
77	部落 第10巻	部落問題研究所
78	部落 第11巻	部落問題研究所
79	部落 第12巻	部落問題研究所
80	部落 第13巻	部落問題研究所
81	部落 第14巻	部落問題研究所
82	部落 第15巻	部落問題研究所
83	部落 第16巻	部落問題研究所
84	部落問題資料 第3集	部落問題研究所出版部
85	部落問題をどう教えるか	部落問題研究所出版部/東上高志
86	解放教育への軌跡 福岡県「同和」教育運動史 資料編	福岡県同和教育研究協会
87	「同和」教育はなぜ必要か 教育新書 10	明治図書/村越末男
88	部落と学校と変革と 解放教育選書 2	明治図書出版/玉本格
89	部落解放教育の思想 解放教育選書 4	明治図書出版/福地幸造
90	被差別部落の民話 部落に伝わる根っ子話 第1集	明石書店/田中竜雄
91	いのちの食べかた よりみちパン!セ 03	理論社/森達也

	書名	出版社名/著者名	本校蔵書
1	新修部落問題事典	解放出版社/秋定嘉和、桂正孝	○
2	知っていますか? 高齢化社会と人権一問一答	解放学習社	○
3	被差別部落の青春	解放学習社/角岡伸彦	○
4	差別と迷信 被差別部落の歴史 社会の科学入門シリーズ	仮説社/住本健次板倉聖宣	○
5	知っていますか? アイヌ民族一問一答	解放学習社/上村英明	○
6	知っていますか? 子どもの虐待一問一答	解放学習社/田上時子	○
7	メッセージ・ソング 「イマジン」から「君が代」まで	解放学習社/藤田正	○
8	部落史・部落問題学習のすすめかた	解放学習社/藤里晃	○
9	若き教師たちへ 「同和」教育運動で学んだこと	解放学習社/林力	○
10	これでなっとく! 部落の歴史	解放出版社	
11	社会科日本史でやってみよう 部落問題学習の授業ネタ2	解放出版社	
12	アクティブに「あたりまえ」を疑ってみよう 部落問題学習の授業ネタ3	解放出版社	
13	被差別マイノリティのいま ～差別禁止法制定を求める当事者の声～	解放出版社	
14	多様性教育入門～参加型人権教育の展開～	解放出版社	
15	5歳から18歳でやってみよう 部落問題学習の授業ネタ	解放出版社	
16	はじめてみよう! これからの部落問題学習 小学校、中学校、高校のプログラム～	解放出版社	
17	部落解放論の最前線 ～多角的な視点からの展開～	解放出版社	
18	差別が奪った青春 実録・狭山事件 俺は善枝ちゃんを殺していない!	解放出版社	○
19	知っていますか? 女性差別一問一答	解放出版社	○
20	知っていますか? ハンセン病と人権一問一答	解放出版社	○
21	知っていますか? 部落問題一問一答	解放出版社	○
22	ネットと差別扇動 フェイク/ヘイト/部落差別	解放出版社	○
23	無実の獄25年狭山事件写真集	解放出版社	○
24	ネット暴発する部落差別 部落差別解消推進法の理念を具体化せよ	解放出版社/北口末広	
25	とことん! 部落問題	講談社/角岡伸彦	○
26	部落史の再発見	部落解放研究所	○
27	部落史の再発見 続	部落解放人権研究所	○
28	私を創ったもの～いのちの輝きを綴る～	明治図書/土田光子	



人権学習は誰のため？ ― 部落差別解消、差別事象と自分自身 ―

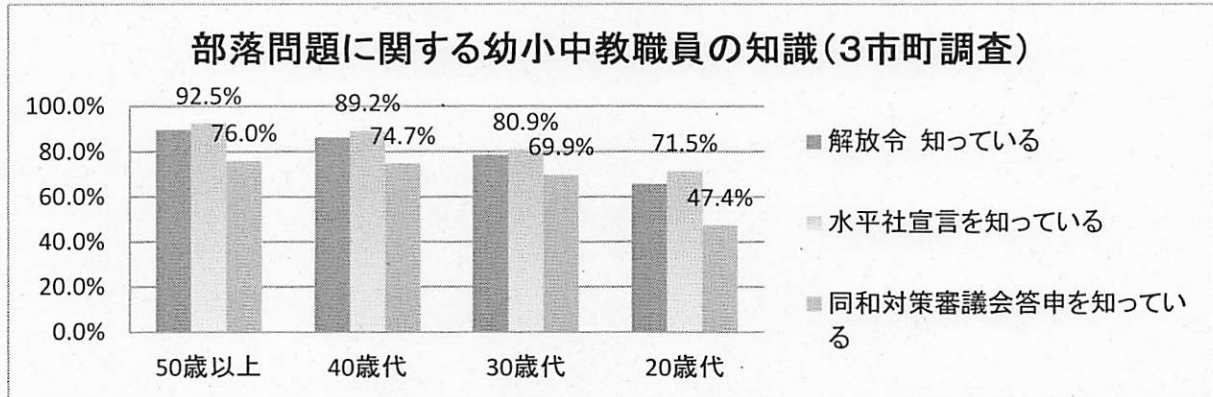
2020年1月16日

大分県人権教育研究協議会事務局

1. 教職員や生徒の部落問題認識

- ・大分県教委調査 2018年県立高校2校の教員77名調査、2019年県立高校1校52名調査
- ・市教委調査 2016～2018年、幼小中職員、実施市町村（4市町よりデータ提供）

Q1. あなたは、部落問題の次の用語について、どのような認識ですか（幼小中教職員 2492人）



中津北高校職員アンケート(1)

Q3: 部落問題の次の用語について、どのような認識ですか？

1. 解放令	20代	30代	40代	50代	計
①: 人に説明できる	100%	29%	58%	64%	56%
②: 言葉を知っている程度	0%	71%	42%	36%	44%
③: よく知らない	0%	0%	0%	0%	0%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

2. 水平社宣言	20代	30代	40代	50代	計
①: 人に説明できる	0%	29%	50%	71%	53%
②: 言葉を知っている程度	100%	71%	50%	29%	47%
③: よく知らない	0%	0%	0%	0%	0%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

中津北高校生徒の人権学習アンケートより

問7. 部落差別は今でもあると思いますか。						
	①ある	②ない	③わからない			
1年	76%	1%	22%	1年生入学時 ①ある 68% ②ない3% ③わからない 30%		
2年	79%	1%	20%			
3年	78%	1%	21%			
全校	78%	1%	21%			

問8. 部落差別の解消に関して、あなたはどのように思いますか。						
	①問題の解決に向けて努力したいと思う	②自分ではどうしようもない問題だ。誰かが解決してくれると思う	③そっとしておけば自然と解消すると思う	④自分とは関係ない問題だと思う	⑤解消しないと思う	⑥わからない
1年	60%	6%	2%	0%	16%	16%
2年	56%	5%	1%	0%	18%	19%
3年	66%	7%	2%	1%	12%	11%
全校	61%	6%	2%	0%	15%	15%

1年生入学時①なくせる45%
⑤難しい35%⑥わからない19%

2. 部落問題に関わる歴史的出来事

じんしん
・壬申戸籍
1600頃(270年)1871, 72(50年)1922 35 58 65 76 (43年) 2019
・270年間で
・解放令
・3/3
・国策樹立請願運動
・大分人権学習開始
身分制度確立
全国水平社結成

1872年の壬申戸籍には、旧身分が記載されており、閲覧が自由であった。そのため、1968年には、被差別部落民かどうかを探り出すためにこの戸籍が用いられようとした事件が発覚した。今は各地の法務局に包装封印されて厳重に保管され、閲覧が不可能。

部落差別の実態を踏まえた(国策樹立請願)運動と政治の結果



1965 年 同和对策審議会答申・・・「国の責務、国民的課題、環境改善対策・規制・救済が必要」と明記

1969 年 同和对策事業特別措置法～2002 年3月地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）の失効までは

同和問題に関する特別措置法があった

2015 年 11 月「人権課題解決に向けた和歌山県集会」(東京)で稲田朋美政調会長が「自民党は人権問題を包括的にではなく、個別法で対応する方針」を示す

2016 年 ①障害者差別解消法 ②ヘイトスピーチ解消法 ③部落差別解消推進法

3. 部落差別解消推進法（詳細は別紙1）の意義と課題

(1) 意義について

- ・「部落差別」の名称がついた初めての法律
- ・第一条で「現在もなお部落差別が存在する」と国が認めた
- ・第一条で「部落差別は許されないものである」と明記
- ・差別情報を削除したというが・・・

→課題：差別に対する（ ）の必要性

4. 差別事件、友の会活動

5. 今回の差別事象から部落差別解消のために学校でやるべきこと(グループ討論)

この研修内容を受けて、人権HRAの最後の押さえは？

※「ひとごと」から「わがこと」にするために

2016年12月16日に公布・施行された

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」の全文
（目的）

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在**するとともに、**情報化の進展に伴って**部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、**部落差別は許されないもの**であるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

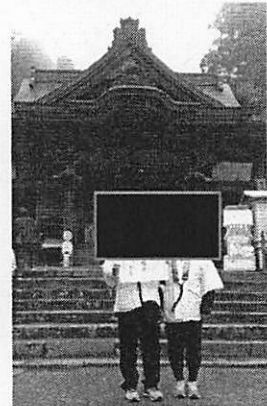
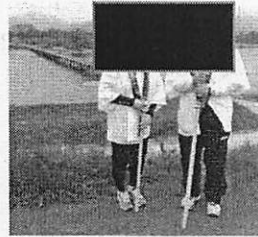
（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

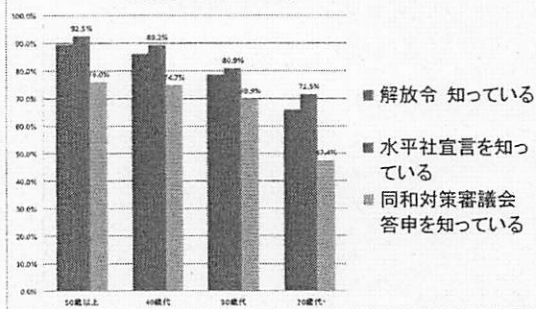
人権学習は誰のため？ ～部落差別解消、差別事象と自分自身～

2020年1月16日
大分県人権教育研究協議会事務局

早期退職して、
お遍路16年4月～



部落問題に関する教職員の知識
(県内3市町2492人)



生徒の部落問題認識

問7 部落差別は今でもあると思いますか。

①ある ②ない ③わからない

	①	②	③
1年	66%	1%	22%
2年	79%	1%	20%
3年	78%	1%	21%
全校	78%	1%	21%

1年生入学時(県教委調査)
①あり 68% ②ない 3%
③わからない 30%

部落問題の歴史的流れの確認と私

1600 (270年) 1871 72 (51年) 1922 58 65 69 76 (43年) 現在
・身分制度が確立 1871 72 (51年) 1922 58 65 69 76 (43年) 現在
・身分制度が確立 1871 72 (51年) 1922 58 65 69 76 (43年) 現在
・身分制度が確立 1871 72 (51年) 1922 58 65 69 76 (43年) 現在

1871年の解放令で、平等になったはずだった



・国家樹立運動
・8月11日同和対策審議会答申
・同和対策審議会答申
・同和対策審議会答申
・同和対策審議会答申

「あっここが部落じゃ」



中学校教科書の要約

- ・えたと呼ばれた人々は、住む場所・人との交際を制限されたが、一般的な農林漁業を営み、年貢を納める人も多かった。
- ・仕事以外に役として死んだ牛馬の処理、農地開拓、町や村の警備、城や寺社の清掃などを命じられた。
- ・ひにんと呼ばれた人々は町や村の警備、芸能などに従事した。
- ・これらの人々も社会的に必要とされる仕事や役割・文化を担ってきた。
- ・その身分は、原則として親子代々受けつがれた。

中津北高校の差別事件



部落差別の実態はなお深刻です。大分県内でも残念ながら地域や教育現場などで差別事象が起きました。これはその内の一つ、中津北高校で1990年4月18日の1年生の歓迎遠足の際に使用した部活動紹介のパンフレットの差別事件の糾弾学習会の様子です。
大分県人教のパネルより

部落問題関連の差別事件の 背景や課題

- ・今も部落差別があるか知らなかった。
- ・被差別部落の生活の厳しさが印象に残っている。
- ・言ったら悪いと知りながら、発言している。→からかいやバカにしたりということが日常茶飯事
- ・生徒に対して、授業後の認識度合いの確認ができていない。

マイナスからプラスイメージへ 被差別部落の人たちの運動とは？ 差別からの解放運動（解放令以来）

義務教育は無償とする
(憲法26条)



・教科書無償



その他にも 部落解放運動の恩恵が

- ・奨学金制度の充実
- ・戸籍の自由閲覧禁止
- ・全国高等学校統一用紙

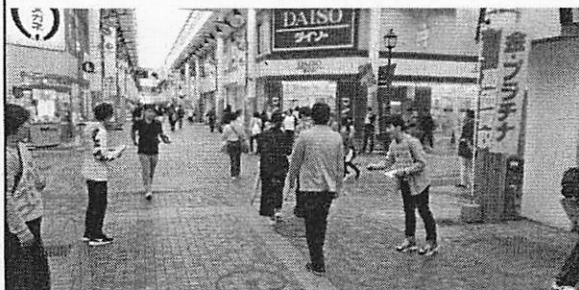
差別に抗って
部落解放友の会として
県教委へ要請行動



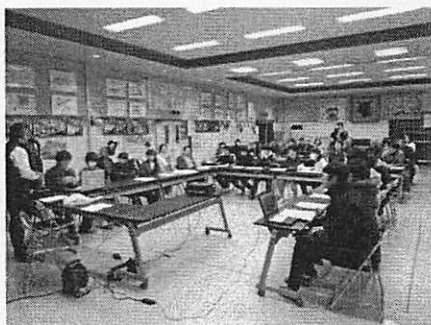
部落解放第41回大分県高校生・中学生集会
2019年7月28日



狭山事件の再審開始を求める
ビラ配布活動



部落解放大分県高校生・中学生友の会
「交流学习会」 19年12月22日国東市隣保館



中津北 さん講演会



概況

・『全国部落調査』に記載がある地区
の中で100戸を超えているのは、以下
の2地区のみである。

- 1.大分市〇〇町 - 116戸
- 2.中津市〇〇 - 112戸

※その地区(部落)に多い名字、個人名や
運動団体の役職も掲載している！

2016年12月9日

部落差別解消推進法 成立！

- 意義①「部落差別」の名称が
法律に初めて盛り込まれた
- ②「今もある」と国が認めた
 - ③「許されない」と明記

**部落差別解消推進法により、
部落差別した人は処罰されるのか？**

・ **正解**：処罰規定がないので

処罰なし。

・ **部落差別を受けた人（精神的、
身体的、経済的苦痛）も救
済されない！**

2019年11月13日の出来事から

16時10分ころ

・ 部落差別の講演会があった後に、
ある生徒が人ごとのように **■■■■**
■■■■ と言っていたのを聞
いて、あまりよい気持ちでなかっ
た生徒Aがいた。

Aさんはどうする？



中津北高の11月の事件を生徒に知ら
せて人権学習するときの押さえは？

- ・ グループで討論してみよう！
- ・ どうしたら、生徒に訴えることができるか？
- ・ ヒント 部落解放友の会要請行動の中身
 - ①教科書だけに終わらず、
先生自身で学んだことを教えてほしい
 - ②被差別部落の人たちにもっとかかわってほしい
 - ③人権学習をしている一方で人権侵害をしている

1 研修目的:

- (1) 今回の事象に対する全職員の分析と考察を共有し、今後の研修計画の資料とする。
- (2) これまでの人権 HRA の在り方について共通理解を図り、今後の人権 HRA 実施の資料とする。

2 協議内容:以下の事項について協議してください。内容を深めるための Clue を参考にしてください。

(1) 今回の事象に対する全職員の分析と考察を共有し、今後の研修計画の資料とする。

Clue ・今回の事象はなぜ起こったのか。(10)

- ・周りにいた生徒たちはなぜ教員に報告しなかったのか。(10)
- ・差別発言を通して見えてくることは何か。(10)

(2) これまでの人権 HRA の在り方について共通理解を図り、今後の人権 HRA 実施の資料とする。

Clue ・生徒は人権 HRA を日常生活に活かしているのか。(10)

- ・生徒は部落差別を解決すべき社会課題と捉えているか。(10)
- ・私たちは部落差別に対してどう向き合っているのか。(10)

グループ名 ()

記録者 ()

1 研修目的:

- (1) 教職員及び生徒対象のアンケート結果から、本校の現状を踏まえ全校で部落問題に取り組む契機とする。
- (2) 現在も部落問題があることを生徒に再認識させるとともに、人権感覚や人権意識の涵養を促す手法を共有する。

2 協議内容: 以下の事項について協議してください。

[今回の差別事象から部落差別解消のために学校でやるべきこと]

Clue ・この研修内容を受けて、人権 HRA の最後のおさえは？

・「ひとごと」から「わがごと」にするために

グループ名 (

)

記録者 (

)

人権学習に関する本校の課題(アンケート結果を通して)

1. 生徒アンケート結果(12月23日実施)

問7. 部落差別は今でもあると思いますか。						
	㊦ ある	㊦ ない	㊦ わからない			
1年	76%	1%	22%			
2年	79%	1%	20%			
3年	79%	1%	21%			
全校	78%	1%	21%			

問8. 部落差別の解消に関して、あなたはどのように思いますか。						
㊦ 問題の解決に向けて努力したいと思う ㊦ 自分ではどうしようもない問題だ。誰かが解決してくれると思う ㊦ そっとしておけば自然と解消すると思う ㊦ 自分とは関係ない問題だと思う ㊦ 解消しないと思う ㊦ わからない						
	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
1年	60%	6%	2%	0%	16%	16%
2年	56%	5%	1%	0%	18%	19%
3年	66%	7%	2%	1%	12%	11%
全校	61%	6%	2%	0%	15%	15%

問10. あなたは、学校でさまざまな部落差別について学習することについてどう思いますか。						
㊦ もっと学習したい ㊦ 必要なことだと思う ㊦ 学校で教えるべきではない(教えるからなくなる) ㊦ 知りたくなかった(知ったから偏見を持った) ㊦ 自分には関係がない ㊦ 特に何も感じない						
	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
1年	12%	81%	3%	1%	0%	3%
2年	19%	74%	3%	1%	0%	3%
3年	13%	82%	3%	0%	1%	1%
全校	15%	79%	3%	0%	0%	3%

問11. あなたは身近に差別を感じたとき、差別のない社会を作るためにどのように取り組みたいと思いますか。						
㊦ 自分から進んで、積極的に差別をなくすように努力したい ㊦ できれば差別をなくすように努力したい ㊦ 応援はするが、自分から努力しようとは思わない ㊦ 差別を受けている人たちが頑張ればよいと思う ㊦ 差別をなくすことは出来ないのだから、努力しても無駄だと思う ㊦ わからない						
	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
1年	38%	47%	3%	0%	3%	11%
2年	38%	43%	4%	0%	3%	12%
3年	43%	46%	2%	0%	1%	8%
全校	39%	45%	3%	0%	2%	10%

(分析・課題)

部落差別の学習に対して能動的である(問10)が、現在の部落差別を現実に存在する課題として捉えているとは言えず、その解消に向けた主体的な態度が育っていない(問8, 11)ことが推測される。

2. 教職員アンケート結果(12月17日実施)

Q2: 部落差別の授業をすることについて、あなたの気持ちに最も近いものは、次のうちどれですか？

	20代	30代	40代	50代	計
㊦: 部落問題を学習していて、自信をもって授業できる	0%	0%	8%	14%	9%
㊦: 担当が提案したものを、教材研究してやっている(少し不安がある)	100%	71%	67%	79%	74%
㊦: 自信がないので、十分な展開ができていない(かなり不安がある)	0%	29%	25%	7%	18%
㊦: 勉強不足のため、授業を避けがちである(授業できない)	0%	0%	0%	0%	0%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

Q3: 部落問題の次の用語について、どのような認識ですか？

1. 解放令	20代	30代	40代	50代	計
㊦: 人に説明できる	100%	29%	58%	64%	56%
㊦: 言葉を知っている程度	0%	71%	42%	36%	44%
㊦: よく知らない	0%	0%	0%	0%	0%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

2. 水平社宣言	20代	30代	40代	50代	計
㊦: 人に説明できる	0%	29%	50%	71%	53%
㊦: 言葉を知っている程度	100%	71%	50%	29%	47%
㊦: よく知らない	0%	0%	0%	0%	0%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

3. 同和対策審議会答申	20代	30代	40代	50代	計
㊦: 人に説明できる	0%	0%	17%	21%	15%
㊦: 言葉を知っている程度	100%	86%	75%	79%	79%
㊦: よく知らない	0%	14%	8%	0%	6%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

4. 部落差別解消法	20代	30代	40代	50代	計
㊦: 人に説明できる	0%	14%	33%	29%	26%
㊦: 言葉を知っている程度	100%	71%	67%	71%	71%
㊦: よく知らない	0%	14%	0%	0%	3%
年代別	100%	100%	100%	100%	100%

(分析・課題)

部落差別の授業実施に対しての自信は十分とは言えず、その要因の一つとして、解放学習や行政の同和対策(施策)に関する包括的な知識・理解に乏しいことが想定される。

第3回 差別事象に関わる教職員研修記録シート 令和2年2月7日(金)

1 研修目的:

- (1) 今回の差別事象に関する一連の様々な取り組みについての成果や課題を協議し、全校で部落差別の問題に取り組む姿勢を確認する
- (2) 社会課題としての部落差別の問題を解消するためには、どのような教育・学習環境が必要となるかを協議し共有する。

2 協議内容: 内容を深めるため、Clueを参考にして以下の事項について協議してください。

(1) 今回の事象に関する対応全般の振り返り。

Clue ・研修会や人権講演会で学んだこと。

- ・人権HRAを通して見えてくる成果と課題。
- ・教職員自身の人権意識の変容。

(2) 中津北高校における部落差別問題学習の今後の展望。

Clue ・指導者としての教職員に必要となるものは何か。

- ・部落問題学習に関して生徒・教職員ともにめざすもの。
- ・教育活動全般においての人権教育の進め方。

グループ名 () 記録者 ()

高校1年生の部落差別に関する調査

生徒の皆さんへ

この調査は、生徒の皆さんが部落差別に関する問題(同和問題)について、これまでどのような学びをしているかを知ることによって、今後の学習にいかしていくためにおこなうものです。

【1】これまでの学校の学習で、「部落差別に関する問題(同和問題)」について学びましたか？

- ① かなり学んだ ② 少しは学んだ
③ まったく学んでいない ④ わからない

【2】「部落差別に関する問題(同和問題)」について、初めて知ったのはどういうきっかけからですか？

- ① 学校の授業 ② 家族(親せきも含む)
③ 友だち ④ 近所の人
⑤ インターネット・携帯 ⑥ テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等
⑦ その他 ⑧ きっかけはない(知らない)

【3】今でも被差別部落の人に対して、差別意識を持った人がいると思いますか？

- ① もういない ② 中には持っている人がいる
③ まだ多い ④ わからない

【4】部落差別はなくせと思いますか？

- ① 完全になくすことができる ② かなりなくすことができる
③ なくすことは難しい ④ わからない

【5】これまでの人権学習で「キヨメ」や「ケガレ」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

【6】これまでの人権学習で「江戸時代の身分制度」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

【7】これまでの人権学習で「^{カイホウ}解放令(^{センミン}贱民廃止令)」または、「^{ゴマンノヒト}五万日の日延べ」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

【8】これまでの人権学習で「水平社宣言」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

【9】これまでの人権学習で「^{カクシ}どうして小、中学校の教科書は^{タダ}タダなのか(教科書^{ムシヨウ}無償)」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

【10】これまでの人権学習で「就職差別」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

【11】これまでの人権学習で「結婚差別」について学びましたか？

- ① 学んだことをおぼえている ② 学んだがよくおぼえていない
③ 学んだかどうかおぼえていない ④ 学んでいない

回答欄

[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]

部落という言葉には二つの意味があります。一つは集落の基本的単位。もう一つは、被差別部落の略称。本アンケートでは後者をさします。